

平成30年第3回美幌町議会定例会会議録

平成30年3月 6日 開会

平成30年3月22日 閉会

平成30年 3月 8日 第3号





施設管理主幹	中 沢 浩 喜 君	建 築 主 幹	西 俊 男 君
水道主幹	御 田 順 司 君	地域医療連携主幹	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	志 賀 寿 君	事務連絡室庶務主幹	岩 田 憲 次 君
教育部長	田 村 圭 一 君	学校教育主幹	以 頭 隆 志 君
学校給食主幹	石 田 勇 一 君	社会教育主幹	露 口 哲 也 君
町民会館建設主幹	斉 藤 浩 司 君	スポーツ振興主幹	浅 野 謙 司 君
博物館主幹	鬼 丸 和 幸 君	農業委員会事務局長	酒 井 祐 二 君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷 川 明 弘 君		

○議会事務局出席者

事務局 長	藤 原 豪 二 君	次 長	佐 藤 和 恵 君
議事係 長	橋 本 勝 君	議 事 係	寺 田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通

告しております2項目について質問をいたします。

第1には、特定健診、がん検診の受診率向上についてであります。

一つ目は、特定健診、がん検診受診率向上対策について伺います。

美幌町の平成28年度特定健診受診率は28.8%、がん検診受診率は、胃がん、男4.2%、女9.5%、肺がん、男4.2%、女6.3%、大腸がん、男7.4%、女10.2%などと伸び悩んでおります。

成人病や各種がんの予防、医療費の抑制など、健（検）診率の抜本的向上が期待されますが、現状の健（検）診受診状況をどのように評価されていますか、伺います。

また、受診率向上に向けてどのような対策を検討されているのか伺います。

この二つ目は、国民健康保険事業への位置づけについてであります。

疾病の予防、早期発見、早期治療で地域医療費総額を引き下げる観点から、国民健康保険加入者の特定健診、各種がん検診の本人負担を無料とし、各町内会を初め、全町的な啓発運動を行うことが必要だと考えますが、そのような考え方はございませんでしょうか。費用対効果を考えると十分に検討価値があると考えますが、町長の考えを伺います。

大きな二つ目は、就学援助制度の改善についてであります。

一つは、美幌町の就学援助制度の活用状況について伺います。

美幌町の就学援助率は、平成27年度で14.49%、全道平均21.59%と比較いたしますとマイナス7.1%となっております。援助率は低下しています。

子供の貧困率は年々悪化しており、就学援助制度が果たす役割が一層大事になっている中で、逆に就学援助率が低下している状況についてどのように評価されていますか。

また、中学校での援助率が若干進展して

いるのに対し、小学校での援助率低下についてはどのように分析されているか伺いたいと思います。

二つ目は、就学援助基準の改善について伺います。

美幌町の準要保護認定基準は生活保護法基準の1.3倍ですが、給与収入を基礎としています。就学援助率引き上げのために給与所得控除後の金額を基礎とする認定基準に改めるべきだと思いますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをしたいと思います。

2番目の就学援助制度の改善については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきますと思います。

初めに、特定健診、がん検診の受診率向上について。

特定健診、がん検診受診率向上対策についてであります。特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律で、糖尿病等の生活習慣病の予防及び早期発見を図り、町民の健康増進に寄与するために、また、各種がん検診は、健康増進法に基づき、がんを早期発見し、早期治療を図り、健康の保持、増進を推進する目的として実施しているところであります。

特定健診受診率は、平成25年度31%から平成26年度30.3%、27年度30.1%と推移しております。また、各種がん検診の受診率については、厚生労働省による平成27年度地域保健・健康増進事業報告によると、胃がんが6%（全国6.3%、北海道8.6%）、肺がんが7.5%（全国11.2%、北海道9.5%）、大腸がんが9.3%（全国13.8%、北海道14.7%）となっており、全国、全道と比べて低い状況になっているところであります。

受診率向上対策は、受診しやすい体制づくりとして、40歳から70歳の5歳ごと

の節目には、対象者に無料クーポンを配付したり、美幌医師会や北見医師会など各医療機関との協力による個別健診やみなし健診の推進、国保病院における冬期個別健診の実施、平成25年度からは料金を1,000円から400円に改定したところであります。

また、健康保険証送付にあわせた受診勧奨啓発チラシの送付、無料クーポン対象の未受診者や前年度受診者で当該年度未受診者への電話による勧奨やはがきの送付、新聞の折り込みチラシや町広報、ホームページなどによる受診勧奨、スマッピーイベント会場やふれあい広場の来場者やJAびほろで開催される源泉徴収税中間納付事務会場に来場する農業従事者に対する啓発や受診勧奨、自治会や各種団体を対象とした保健師などによる出前講座を実施し、受診勧奨などを実施しているところであります。

さらに、若い世代の受診の動機づけと健診の習慣性を図るため、平成26年度からは35歳以上を対象に実施していたものを20歳以上へ引き下げ、メールでの健診申し込みを可能にするなど、若いうちから健診機会を設けることにより、健康増進と受診率向上に取り組んでいるところであります。

本年度は、コープさっぽろの店舗スペースを活用した健康コーナーでの受診勧奨や、特定健診及びがん検診の受診者に健康ポイントの交付を行い、達成者には特典の交付がある健康マイレージ事業の実施、子宮頸がん、乳がんに加え同日に受診できるレディース健診を年4回実施するなど、健康づくりへの無関心層を掘り起こし、疾病の発見、早期治療を図り、健康の保持、増進に努めているところであります。

お尋ねの現状の健（検）診状況をどのように評価されているかですが、あらゆる手段で、できる限りの取り組みによる受診率向上対策を施した結果と受けとめて

いるところであります。

続きまして、受診率向上に向けてどのような対策を検討しているのかについてであります。現在取り組んでいる事業の充実を図るとともに、平成30年度は、健康マイレージ事業の特典拡大の検討、若年層における健診受診率の向上を図るため、これまでの集団健診に加え、個別健診を実施することにより、受診機会を拡大し、受診しやすい健診体制の整備も図りたいと考えているところであります。

今後、啓発や周知方法、受診しやすい体制づくり及び健診内容の充実を図り、健康増進と受診率向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、国民健康保険事業への位置づけについてであります。国民健康保険の被保険者における特定健診の受診状況でございますが、平成28年度は、第2期美幌町特定健診実施計画で定める目標55%に対し、受診率が28.8%となっているところであります。

本年度、国保の被保険者を対象に、総医療費の抑制を進めるため、データヘルス計画を策定し、この計画における取り組むべき最重要課題を特定健診受診率の向上と定めて、保健事業を取り進めていくものでございます。

国民健康保険加入者の特定健診、各種がん検診の本人負担を無料としてはとの質問でございますが、本町の特定健診の自己負担額は400円、40歳から70歳の5歳刻みの年齢では無料としております。他の市町村においては1,000円、1,500円の自己負担であっても、本町より高い受診率となっている市町村もあることから、無料化については慎重に考えたいと思っております。

また、各町内会を初め、全町的な啓発運動を行う考えはありませんかとの御質問でございますが、現在、広報、ホームページ

ジ、リーフレットによる受診勧奨、イベント会場での啓発活動など、さまざまな取り組みを行っているところであります。

平成28年度の特定健診の受診対象者のうち約48%の1,797人が生活習慣病の治療を受けているものの、特定健診を受診しておらず、治療中だから受診しなくてもよいと誤って理解されている面がございます。そのため、特定健診制度をもっと理解していただくよう、これまでの周知、啓発の取り組み以外にも、出前講座などにより積極的に地域の皆様のところへ伺って、特定健診を含めた医療費負担について、わかりやすく説明する新しい取り組みも進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

1点目の就学援助制度の改善についてあります。美幌町の就学援助制度の活用状況について、御質問の美幌町における就学援助率についてですが、平成27年度で14.49%と全道平均21.59%を下回っておりますが、道内の類似団体を調査しますと、沿岸地域や旧産炭地域の就学援助率が高いことから、地域性によるものが影響しているものと考えております。

また、小学校での援助率低下については、どのように分析されていますかについてですが、美幌町の小学生における就学援助率について、平成27年度、91世帯132人、受給率13.41%、平成28年度、99世帯119人、受給率12.50%となっております。

要因といたしましては、少子化の進展に伴う多子世帯の減少による人数の減少と思われませんが、逆に受給世帯数は増加しており、就学援助全体のお知らせや、昨年度から実施しております入学準備金支給のため

の就学通知にあわせてお知らせなどの取り組みによるものと考えられます。

さらに、今年度から、昨年度受給世帯のうち、今年度未申請の世帯について、各学校へ通知し、保護者へお知らせしていただいているところであります。

今後におきましても、経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に、必要な援助が行われるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、就学援助基準の改善についてですが、美幌町の準要保護における就学援助認定基準につきましては、生活保護を廃止された者や児童扶養手当の支給を受けている者など、各種基準のうち経済的理由により生活が困難な者として前年の収入が生活保護基準額の1.3倍未満の者を認定者として定められております。

御質問の給与所得控除後の金額を基準とする認定基準につきましては、管内で18市町村のうち2町がその金額を基準としているものの、そのうち1町は、追加基準として、町民税非課税や児童扶養手当受給などの条件が付されています。

認定基準の考えにつきましては、生活保護基準との整合性の関係から改正は考えておりませんが、教育に係る負担軽減については、子育て支援全体の中において、引き続き町長部局と調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきましたので、よろしく御願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 順番に再質問をさせていただきます。

一つは、特定健診の受診率の向上問題でお聞きいたします。

美幌町の特定健診受診の目標は55%ですが、心配しておりますのは、30%程度

となっていたのが、平成28年度には28.8%と30%ラインを残念ながら切りました。昨年の予算審査で、美幌町の国民健康保険の総医療費の状況が平成26年度から28年度に出されておりますが、いずれも、例えば糖尿病、慢性腎不全、高血圧症、脂質異常症、脳梗塞、そのほかにもありますが、がん以外で言えば生活習慣病がほとんどだという状況でありまして、どうしても、地域の医療費を引き下げるという上では、特定健診とそれに基づく指導を通して予防に努めていくということになるのだと思うのです。しかし、なかなかいかないということでありまして、努力をした結果であると、あらゆる手段で、できる限りの取り組みによって、対策を行ってきた結果と受けとめているということ言えば、これまでの努力の延長では絶対に前進しないということを第1回目の答弁ではおっしゃっているのかなと思います。

これは、議会の所管委員会でも先進地を見て、調査もしているのですが、やはり個々に働きかけて、その意義をしっかりと伝えるという意味で、保健師さんたちの果たす役割がいよいよ大きくなっているのではないかと思います。

御答弁では、いろいろな講座などにも来ていただいて、中身を知っていただくという方向性ですけれども、これは行政もそうですが、議会も含めまして、どこどこに来ていただきたいと言っても、ほとんど来ていただけないのです。会場に足を運んでもらうというのは、どの分野でも大変苦勞するということがよく知られた状況です。やはり、家庭の中に生で訪問する、あるいは、直接対話をするというような形でない限りは進んでいかないと思うのです。そういう意味で、人的な体制が十分あるかどうかということが一つ問われていると思うのですが、いかがでしょうか。

私は、この部分で事前に調査はしていな



いので、率直に特定健診は非常に重要だということもわかっていますが、あるいは、それに基づいて保健師さんたちによる直接的な生活習慣を改める指導にベルトをかけるための大事な健診になかなかいかないということについて、ここは町長にお聞きしてもちょっと距離があるので、担当されている部長あるいは主幹から、この点については率直な思いをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの大江議員の御質問でございますけれども、何かの催しに出てきてもらうというのは、確かに非常に参加者が少ないのですが、今現在もいろいろな出前講座ということで、地域に保健師が出向きまして、健康づくりについての講座等を行っているところでございますが、やはり、今、健康づくりだけではなくて、2点目の国民健康保険のほうで答弁いたしましたけれども、実際にチラシにあるような広報、周知だけではなくて、この健診に伴いまして、医療費にもかかわり、それが保険税等にも影響しているという部分の新しいメニュー等も考えまして、保健師以外にも医療給付の担当も含めまして、あらゆる機会を得て、地域、自治会等の協力を得ながら出向いて、そういう周知もして受診率の向上を図っていきたいと考えております。

とりあえず、今の人員の中でできることを、今までのホームページ、広報だけではなくて、じかに地域、自治会等に出向いてお話をする機会をふやしていきたいと考えております。今、受診率が停滞しているといえますか、30%前後でありますので、それらによって伸ばしていきたいと考えております。御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間が限られていますので、とりあえず特定健診については

終わります。

がん検診の問題で、お聞きをしたいと思えます。

公表されているデータは、平成27年、26年、25年で、これは全道の検診の状況について公表されておりますので、それを見てみました。

結論的には、美幌町の胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5項目ですが、残念ながら、平成25年、26年と比べても落ちてきているということを感じております。

では、全道的にはどうなのだろうということ一つ一つ見てまいりましたが、例えば、胃がんでは、美幌町6.0%に対して新篠津村39.8%、20%を超える団体は23団体ございます。国は、全ての項目について50%以上の受診を目標にしているようですが、残念ながら、胃がんについては、そこまではいっていません。子宮頸がんは、2年に一遍というもので、美幌町だけはデータがないのですが、ダブリがないと見て最大で12.48%です。全道31%平均に対して函館51.9%で、30%を超えている団体は40団体あります。肺がんは、美幌町7.5%に対して全道9.5%が平均です。壮瞥町が67.8%です。これはいずれも平成27年度で見えておりますが、67.8%を筆頭に、20%以上を超えている団体は56団体です。乳がんも2年に一遍ということなので、ダブリがないものとして、最大で美幌町は17.53%、全道29.5%に対して大きく遅れているのですが、黒松内は78%、30%以上超えているのは61団体あります。大腸がんは、美幌町9.3%ですが、長沼町45.8%を筆頭にして、30%を超えている団体が13団体ということです。いずれも平均的には50%の目標に対して到達していないのですが、それぞれ取り組んでいるところを見ますと、そんな状況にあります。

私は、取り組むためには何か手だてが必

要となっているのだろうと思うのですが、全国の比較はとりあえず置いておいて、全道の中でも進んでいるところは結構いつているという状況を見て、どのように受けとめておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、がん検診の話ですけれども、全道レベルに比べたらかなり低いというお話です。

先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、私どもは、16項目ほどしっかりと取り組んでいるのですけれども、まだまだ訴えが足りないと思っております。

住民の皆様の健康と命を守る活動でありますので、これは手抜きなしで今後もやり続けなければいけないと思っておりますので、まだまだ新しい発想と、今、美幌町では、保健師を、地域にそれぞれ張りつく形で配置しております。そんな中で、どんどん出向いていって積極的に、この胃がん検診含めて、がん検診の必要性について、十分訴えていかなければいけないと改めて思っています。今、この放送を、保健師も聞いていると思います。そういった思いで、今もこの討論の模様を聞いていると思います。私どももしっかりとしなければいけないと思っておりますし、保健師の皆様も、まだまだやる必要があるという思いで頑張っていこうではありませんかということを変更して申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 過去3年間のデータを見て感じておりますのは、それぞれの項目で、例えば、函館が大変進んでいるという項目もあるのですが、御紹介しますと、黒松内町は、5種の検診で、最低の項目で34.7%、最高78%ということで、大変取り組みが進んでいるなと思います。あるいは、長沼町は、胃がんが最低で2.7.

6%、平成27年ですが、最高が61.5%です。新篠津村も、最低が平成25年の肺がんが36.5%、最高が乳がんが、平成26年ですが、55.3%ということで、平均的に取り組みがされているということです。どこか特定の項目だけがずば抜けている年度があるとか、種があるということではなく、平均的な取り組みがされているわけです。どういう体制でおやりになっているかということは調べていないのですが、なかなか苦勞されてはいると思うのですが、結果も出しておられるということで、参考にしていきたいと思います。

そこで、美幌町の国保会計に議会としても数字を出していただいておりますが、昨年出していただいたデータの中で、平成28年度のがんの医療費についてデータがございまして、そのほかの部分も含めて出していただいて、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん、全項目を合わせると平成28年度の美幌町の国保会計で負担している医療費は、1億8,025万6,000円となっております。

結構な金額だと思うのですが、そういう総医療費を抑制するために、国としては、2人に1人ががんになって、がんを発症された3人に1人が亡くなっているということを深刻に受けとめて、がん検診の受診を目標50%にするということと、受診をして精密検査を要するという方々に対して、9割は精密検査を受けていただくということで、いわば入り口で5項目のがん検診になっているのですが、残念ながら、その5項目の入り口の部分で、検診に足を運んでいただけないという状況は大変深刻だと思っています。これは、地域の医療費総額を下げるという意味でも、町長が先頭に立たれる必要があるのではないかと思います。国保会計だけを見ましても1億8,000万円というがんでの総医療費がかかっているわけです。この削減のための手だてとして、入り口のがん検診だということで抑

えていく必要があると思うのですが、町長、いかがでしょうか。

これだけかかっているというものを減らすという意味と、命を永らえてもいただくと。早期発見して早期治療して、がんを克服していただくという意味で、町立病院を抱えた町としては、大いにやりがいのある課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 胃がんから始めて、食道がんまで1億8,000万円ものお金がかかっているということでもありますけれども、これは驚き以外の何物でもないような数字であります。我々としては、引き続き、こういった事実をしっかりとオープンにしていって、自分の命は自分で守る、そのためにも検診に行ってください、早期発見、早期治療をしていただくというようなことを積極的により強く訴えていかなければいけないと改めて感じさせていただきました。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） がん検診の対象者数という点で見ますと、大変幅が広いということ、今回、改めて確認をいたしました。

例えば、美幌町の胃がん検診の対象者は、平成27年度ですが、8,664人です。子宮頸がん6,230人、肺がん8,664人と、相当の対象者がいるわけです。こういう方々に、ことごとく足を運んでもらうというのは、相当大変なことだと思っています。

しかし、全国各地でそういう人たちに対して、働きかけをしているということだと思っています。

厚生労働省の検討会に出されている資料をたまたま見つけることができました。一昨年の9月23日に第19回がん検診のあり方に関する検討会という附属データの中

で、美幌町はいずれも有料にしているのですが、検診の自己負担について厚生労働省が調査したデータがありました。対象者全員自己負担なしというのが、胃がん11.6%、肺がん30.8%、大腸がん13.6%、乳がん10.3%、子宮頸がん10.2%、これに高齢者は自己負担なしを入れていきますと、5割から6割を超えています。一部の対象者は自己負担なしと、これも入れますと相当数に上っていくという状況がございます。

では、どうするのかということで大変苦勞されている状況だと思いますが、こういう状況を見たときに、2人に1人はかかって、3人に1人が死ぬという物すごくショッキングながんに対して、町立病院を幸いにして抱えている、町民の命にかかわって、健康にかかわって、どこよりもすぐれているという評価が全て町長に行くのだと思うのですけれども、そういうまちにするために、私が一つ提案をしたいと思っているのは、一気に全対象者を無料にというのはなかなか大変だと思いますが、例えば、独立した会計であります国保会計は、結果が出れば評価も非常にやりやすいです。担当者を通じて、平成28年度の胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの国保病院の受診者数を出していただきましたら、2,369人ということです。

例えば、胃がんであればバリウムが500円、ピロリ菌は1,000円、肺がんのレントゲンは100円で、低線量CTは2,500円ということで、これは健診の受診者だと押さえていいとすると、130万円か140万円で検診は終わるのです。昨年度受診していただいた方々を無料にするというふうにすると、この程度です。目標に相当差がありますので、これを2倍にする、あるいは3倍にする、当面50%目標に達するまでの間は思い切って、国保の加入者については会計上きちんとみますよと。そ

のかわり、今1億8,000万円かかっている総医療費が、がんの項目についてはこれだけ下がりましたという結果報告もできるので、そういう取り組みをしてはどうか。例えば、1億8,000万円かかっているがんの治療費が1割カットできれば1,800万円です。5%で900万円です。それに要するお金は、費用対効果で言えばそこまでは絶対かからないということなので、思い切ってそういうふうに進むということを検討されませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今のお話の中で、胃がん検診で言うと500円が自己負担であります。それで、3,200人として160万円の負担を町ですということになると思います。その他のがんも、大江議員が今おっしゃいましたように、肺がんのレントゲンでいうと100円、肺のCTでいうと2,500円、大腸がんでいうと200円、子宮頸がんでいうと500円です。

また、私どもでいろいろなものを負担軽減している中で、脳ドックであると8,000円であるとか、いろいろな自己負担をなるべく少なくして受診件数をふやしていただきたいですし、そういった可能性がある方については、どんどん予防をしていただきたいという思いで軽減措置をとっているわけでありますので、それら全体を合わせると相当な金額になっていくだろうと思います。1億8,000万円までは行かないだろうとは思いますが、相当な件数になりますし、受診率がどんどんどんどんふえていくと、それはそれなりに、また別な経費もかさんでくるというようなこととなります。

いずれにいたしましても、今おっしゃったようなことも今後の研究課題として、やはり、新たな視点を持って当たっていかねばいけないという点で御示唆をいただきましたので、自己負担のあり方についてしっかり研究してまいりたいと思っております。

ます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） なかなか苦勞をしていて、受診率を高める取り組みのデータが手に入らない状況ですが、その中で、平成23年に道が出している市町村がん検診の実施状況に関する調査結果の概要程度しか手に入らないのですが、ここでは、個別に働きかける上で、市町村のマンパワーが最も不足しているという状況や、住民の意識がなかなか上がってくれないというような状況、市町村の財政負担についても思いが伝わっているようですが、体制上の問題や啓発の苦勞が大変だというのがそれなりに出ておりますので、何か一つの方策をとれば、直ちに解決するという代物ではないと思いますが、国を挙げてがん検診の受診率を50%、そこで発見された、危険だという部分については90%以上の精密検査を受けていただくということは、多分に学説的にも十分な根拠があつてされていると思いますので、そういう意味でも、さすが町立病院を抱えた町だと町民から評価をいただけるように、町長に再度御決意を聞かせていただいて、次に入りたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 特定健診を含めて、がん検診もそうでありませけれども、特定健診のアンケート調査をした結果が今手元にあるのですけれども、その中で、受診しない理由もいろいろありまして、人から勧められて受診につながっているということもありますし、通院中なので、特定健診も含めて、がん検診もそうだろうと思えますけれども、不安がないというようなことが、自由記入欄にあります。

その中で、住民の皆さんの命や健康はどうやって守っていくのかということだと思いますが、例えば、400円、500円を払って受診して、がんがわかったというこ

とになれば、500円で命が救えるわけですから、何とかほかのところで500円、400円を捻出してでも、できるだけ受診していただきたいというのが我々の気持ちです。

これは、例えば、全て無料化したことで、どんどんふえていくのかという疑問もあります。命にかかわるものだということを強く訴えていかないと、なかなか受診までつながっていかないのではないかと思います。今やっていること、さらに30年にも新しいことをやる予定でおりますので、これについては、新しい予算議会ですので、後ほどまた御提案させていただきたいと思っておりますけれども、今までやってきたことのさらに踏み込んだ形でやる、そして、新しい30年にできることをしっかりやりたいという思いでありますので、どうか御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、それぞれの検診を受けない人たちに対して、やはり周りから、あなたが受けなければ地域の医療費というのがどんどん上がるんだと。あなただけの問題ではないのだということが、顔を会わせたらいつでも話題になるような健康なまちづくりというのを、やはり、行政が旗を振り、誰かがそれに足を並べるのではないのだろうかと思うのです。

高い国民健康保険税というのは、ふだんは皆さん口にするのです。高くしている原因に医療費が下がらない。下げない原因もきちんとあるということを、大いにそれぞれの町内会単位でも話題にできるように、たった500円とか、あるいは200円とかと、こういうことがつまずきであれば、それを思い切ってなくしてしまう。それでも行かないというふうにやったほうが、費用対効果から見ればはるかにいいのだと私は思います。

この部分については、議論していたら残り時間がなくなりますので、思いだけお伝えして、残りの時間で準要保護の問題を質問したいと思っております。

世帯がふえて構成員の子供の数が減っている中で、小学生の準要保護受給者数、受給率が減っているということですが、この4年間の流れを平成25年から見てみますと、小学校では2.91%受給率が下がっているのは、世帯だけの問題ではないのではないかと考えています。

そこで、美幌町の準要保護の目安額を見てみましたら、平成25年度、生活保護基準が大きく下がる前で305万8,000円ということですが、26年度は、道などに出されているデータでは343万円が目安額、27年度は286万円、28年度は293万円、今年度は291万8,000円ということで、やはり目安額は下がっています。生保基準で計算をして目安額が上限で幾らという方式なので、下がるのは当然です。美幌町は、下がる前、平成25年度のデータまで、はじかれた人はもう一回再計算するということで救われているのですが、それは父母には伝わっていないと私は思います。

それで、全道のデータを調べましたが、紹介はいたしません。しかし、全道の目安額の上位で見ますと、最新のデータは、平成27年度なのですが、400万円目安額、収入額だろうと思うのですが、15団体あります。350万円を超えるのは24団体あります。合わせて39団体です。26年度はもう少しあります。年々少しずつ減っているという状況があることはあるのですが、収入で300万円前後、親子4人、夫婦2人、子供2人ということで計算して、収入の中から65万円をベースにした控除もしなければ、基礎控除も一切なしということで、いただいたお金が292万円を超えると対象から外れるというこの基準は、低過ぎるのだらうと思うのです。知

られていないこととあわせて、基準そのものも低いと認識しています。その部分についていかがでしょうか。

子供をめぐる貧困が大変進んでいると言われる中で、せめて義務教育の中で、大きな負担となるこの部分についてメスを入れるということが求められていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、制度的なもので、所得の部分考えた場合には低いという認識の御指摘です。

私もそう思う部分はあるのですが、一つの実施する場合には、算出のよりどころをどうするかということで、私どもとすれば考えざるを得ないです。そう考えますと、今までの生活保護基準というものをどうしていくか、それに基づいてやらせていただいているということです。

一步踏み込んで、教育という部分では確かにそうですけれども、教育という部分に関して、やはり町のお金を出すということを考えた場合には、そちらに逃げるわけではないのですけれども、町全体として、どういう形で所得が少ない人たちに支援をしていくかということを考えなければ、なかなか難しいと思っております。ですから、子供たちということで見れば、前の給食費の問題とか、今回の教育支援ということでは、非常に指摘されることは理解できる部分もあるのですけれども、やはり皆様方のお金をそこにつぎ込まなければならないということを考えますと、全体の中で考えていくことが必要なのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 私は、人口ビジョンの検証及び総合戦略の改訂と主要事業、計画策定時のアンケート調査について御質問したいと思います。

一つ目の人口ビジョンの検証及び総合戦略の改訂の一つは、人口ビジョン推計値と実数との乖離の状況でございます。

質問書では平成28年3月に策定となっておりますが、これは私の間違いで、平成27年10月に美幌町人口ビジョン及び総合戦略が策定されましたが、策定前、平成22年から26年まで、策定後の平成27年から平成29年の人口の年齢3区分、自然増減、社会増減の実績値を町独自推計値及び将来展望値と比較したときの乖離状況の結果をどのように受けとめているのか、お尋ねしたいと思います。

この項目の二つ目、総合戦略の検証、数値目標の達成状況及び施策の見直しについてであります。

総合戦略では、平成27年度から平成32年度までの総合ビジョンにおいて、展望した将来人口に向けての必要な施策を定めています。施策効果を毎年検証し、施策の見直し及び総合戦略の改訂を行うことになっていますが、各年度ごとの数値目標の点検、評価結果を示し、各施策の見直しをどのように取り組まれるのかをお伺いいたします。

2点目、主要事業、計画策定時のアンケート調査。

アンケート調査の実施の実績及び実施する基準についてお尋ねします。

町の主要な事業や計画を策定する際に、町民アンケートを実施しておりますが、過去10年間のアンケート実施の状況をお伺いします。

また、アンケート実施の有無はどのような基準で判断されるのか、お示してください。

特に、新庁舎建設に関して、町民アンケートの必要性を平成29年9月に一般質問をしましたが、どのような検討をなされたのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、人口ビジョンの検証及び総合戦略の改訂についてでありますけれども、1点目の人口ビジョン推計値と実数との乖離の状況についてであります。お配りの資料を御覧いただきたいと思っております。

平成27年における総人口の実績値は2万528人で、町独自推計値と比べ356人、将来展望数値では330人、それぞれ上回っております。平成28年における総人口の実績値は2万244人で、町独自推計値と比べ371人、将来展望値では273人上回っております。また、平成29年における総人口の実績値は1万9,957人で、町独自推計値と比べ383人、将来展望値と比べると213人、それぞれ上回っている数値となっております。

次に、年齢3区分の人口についてであります。15歳未満の年少人口につきましては、各年ともに実績値が独自推計値及び将来展望値を下回っているところであります。

続いて、15歳から65歳未満の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口につきましては、各年ともに実績値が独自推計値、将来展望値ともに上回っているところであります。

また、美幌版総合戦略策定前の平成22年から26年までにおける年平均の人口減少は243人となっており、策定後の平成27年から29年までにおける年平均の人口減少は297人となっております。

自然増減については、平成22年から26年までにおける5年間の年平均はマイナス80人に対し、平成27年から29年までにおける3年間の年平均はマイナス131人となっており、特に出生数に関しては、平成22年から26年までの5年間における年平均が159人から、平成27年から29年までにおける3年間の年平均は117人に減少しているところであります。

社会増減につきましては、平成22年から26年までにおける5年間の年平均はマイナス171人、平成27年から29年までにおける3年間の年平均はマイナス170人となっており、ほぼ横ばい状態となっております。

御質問の、乖離の結果をどのように受けとめているかについてであります。総人口においては、町独自推計値及び将来展望値を上回っているものの、年少人口においては、町独自推計値及び将来展望値を下回っていること、あるいは自然増減の減少数値が大きいことなどから、出生数の落ち込みが大きいと考えているところであります。

人口減少に歯どめをかけるには、長い年月がかかると言われておりますが、美幌版総合戦略に掲げております施策について、町民組織や庁内組織による効果検証を行い、必要な施策を適宜盛り込みながら見直しを行うなど、今後とも、美幌町で子供を産み育てたい、住み続けたいと思える生活環境整備を行い、戦略的な人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の総合戦略の検証、数値目標の達成状況及び施策の見直しについてであります。基本目標1、「地域での基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる」における数値目標の達成状況は、農畜産物販売額では、平成27年度が115.5%、28年度が114.4%と数値目標を上回っている状況となつ

ております。

認証材の出荷額では、平成27年度が92.3%、平成28年度が80.8%と数値目標を下回っております。

基本目標2、「びほろらしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す」における数値目標の達成状況は、20代から40代の転入者数では、平成27年度が78.2%、28年度が76.4%と数値目標を下回っている状況となっております。20代から40代の転出者数では、平成27年度が87.1%、28年度が86.6%と数値目標を下回っている状況となっております。

基本目標3、「このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる」における数値目標の達成状況は、合計特殊出生率では、平成27年度が74.7%、28年度が81.2%と数値目標を下回っている状況となっております。婚姻届出数では平成27年度が104%、28年度が91%となっております。

それぞれの目標値を下回っている5項目については、最終年限である平成31年度の目標値を達成できるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

なお、基本目標4、「住み続けたいと思える生活環境を整える」におきましては、「美幌町に住み続けたいと思う人の割合」、「若年世代が住みよい・どちらかと言えば住みよいと思う人の割合」という数値目標となっており、アンケートを実施後でなければ達成状況を出すことができない状況となっております。

各施策の見直しにつきましては、それぞれ基本目標に掲げられている各施策を所管グループにおいて検証し、さらに町民代表で組織されている「まち・ひと・しごと創生推進委員会」において検証するとともに、今後の方針などに関する意見をいただいております。

その後、委員会での意見を所管グループ

において再検討し、委員会の意見を反映できるものについては反映しながら見直しを行ってまいります。今後におきましても、より実効性の高い施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、主要事業、計画策定時のアンケート調査。

アンケート調査実施の実績及び実施する基準についてであります。1点目の過去10年間のアンケート実施の状況についてですが、主なものとして、今後の町の施策及び事業展開の参考とするため、平成25年度に18歳以上の町民2,000人を対象として住民満足度調査を実施しております。

また、平成26年度には、第6期美幌町総合計画の策定に向けて、町民の皆様から、まちづくりに関する評価や意見をいただくことを目的に、18歳以上の町民2,000人を対象としてまちづくりアンケートを実施しており、同じく、平成26年度において、美幌中学校・北中学校の2年生164人及び美幌高校2年生の生徒143人を対象にまちづくり中高生アンケートを実施しております。

このほか、福祉関連の各種計画策定の参考とするために15件、住宅施策関連の計画策定の参考とするために4件、緑の基本計画及び公園施設更新計画の参考とするために各1件、農業関連計画策定の参考とするために2件、家庭教育・子育て支援に関するアンケート1件と、さまざまな分野においてアンケートを実施しており、過去10年間で27件のアンケートを実施したところであります。

2点目のアンケート実施の有無はどのような基準で判断されるのかについてですが、アンケートに関しましては、特に基準を設けておりませんので、各部局において、町民の皆様の意見を徴することが必要と判断したときにアンケートを実施してい



るところであります。

新庁舎建設に関するアンケート調査につきましては、平成29年9月の一般質問での答弁において、「現在のところは予定をしておりませんが、今後、行政改革推進委員会の論議の中で必要となれば検討をしてみたい」との回答をしたところであります。

その後の検討状況であります。基本構想(案)の策定において、町民説明会及びパブリックコメントを実施しており、美幌町自治会連合会との懇談会においても、新庁舎建設に係る意見交換を実施しております。

また、広報びほろやホームページへの記事掲載を行っており、御質問や御意見は、随時お受けしている状況であることから、現段階ではアンケート実施の予定はありません。

今後の基本設計の策定時においても、町民説明会及びパブリックコメントを実施する予定であり、町民の皆様の御意見をお聞きする場面は、十分確保されていると思っておりますが、設計を進めていく段階で、アンケート調査が必要な場面が生じましたら、実施について検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(大原 昇君) 4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) ただいま答弁をいただきまして、策定前と策定後の推計値と実数の状況がよくわかりました。総人口の実績では、町の独自推計値、将来展望数値ともに上回る結果となって、正直少し安堵をしております。

一方で問題なのは、15歳未満のいわゆる年少人口については、両方とも推計値を下回っておりますし、さらに、20代から40代の転入者及び転出者ともに目標値を下回る結果となりました。

自然増減、出生と死亡の差ですけれど

も、策定前の5年間と、平成27年から29年の3年間を比べると、マイナス51人と減少が大きくなっております。

また、生まれる子供が少なく、社会増減は先ほどの数字のように横ばいになっておりますけれども、若者世代の人口がなかなかふえないというのが今答弁していただいたことから美幌の現状を見ることができると思います。

そこで、総合戦略の基本戦略2の中に、「びほろらしさを活かして、人を呼び込み・呼び戻す」とあります。20代から40代の具体的な施策である移住の促進が、成果を見ない状況ではないかと思っておりますが、毎年検証する中で、具体的な改善方策など、担当グループの中でどのような議論をして推進委員会の中に諮っているのか、その辺の議論の状況がわかれば御説明いただきたいと思っております。

○議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) それぞれ、この美幌版の総合戦略に基づいて、ここに出されております具体的な施策、それから、アクションプログラムに載せてあります事業内容等について、それぞれグループ内で検証を行っていただいております。

その中で、KPIを策定しておりますので、その目標数値からほど遠いもの、あるいは達成がなかなか難しいと思われるものについては、それぞれの事業サイドあるいは事務サイドで検討をいただいた結果として、どういった改善が必要かという議論も行っているところでございますけれども、この事業を進めていくことによって、KPIが目標の31年度に達成ができるという形のものなかなか出てこないということであろうと考えております。

今、上杉議員がおっしゃるように、若年層の人口がなかなか思うようにいっていない、推計値との差が出ているというところに、今後の美幌町のまちづくりの活力を考えたときに大きな問題があるのであろうと

思っておりますので、計画期間が31年度まででございますので、年数的には余りございませんけれども、ここに特化をした形での施策の展開を行っていくということも含めて検討をする必要があるだろうと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 美幌に限らず、人口減少は全国的な問題ですので、難しさは十分わかります。しかしながら、総務文教厚生常任委員会の視察の中で、東川町の取り組みについて、今回の議会の中で、委員会報告をさせていただいておりますけれども、20年かけて1,000人ふやすという取り組みをして成功している事例もあります。

そういう中で、KPIという重要業績評価指標という町民の皆様には非常にわかりづらい言葉ですが、31年度までのそれぞれ数値目標を挙げております。

例えば、20代から40代の転入者は、年平均で20人増にする、転出者を年平均で20人抑制するとなっているのですが、先ほど申し上げましたように、ここの部分は残念ながらともに下がって、やはり計画どおりになかなか進んでいかないということで、現在、町がこの施策で挙げている移住促進、あるいは、政府関係機関の誘致については非常に難しいことだと思いますが、現在取り組んでいる移住促進の主な事業だけでは、若者世代の人口増になかなか結びつけるということができないと私は思うのですが、先進事例とかそういったことを、担当グループ内でどの程度議論しながら、何が足りないのかというような議論をしながら推進委員会にかけているのか、その辺の取り組み状況についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今ありました、特に移住の推進ということで、2番目

の「びほろらしさ活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す」ということで、具体的に二つの施策を挙げております。ただ、この二つ目の政府関係機関の誘致については、基本的には国の省庁を地方に移転するというについて取り組みを進めるということを進めてきましたが、これについては難しいだろうと考えておりますので、この中でいけば、移住の推進をどう図っていくかということだと思っております。

現在、移住体験住宅をやりながら、美幌の特性、あるいは美幌のよさをPRしながらということをやっておりますけれども、このものだけでは、若い世代の方が美幌に移住をするということについては、非常に難しいと考えております。

ある意味、職をどうするかということもございまして、その辺のマッチングなどを含めた事業も、道の事業も活用しながらやってはいるのですが、この年平均20人の転入増加の中の大部分が、移住を予定しなければいけないということになっていると思いますけれども、ここが足りない、あるいは、こういった先進地の事例があるので、こういったものも美幌で取り入れてという具体的なものまでは、まだ現在進んでいないというところが現状でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 次に、基本戦略3の中では、「このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる」という戦略を掲げておりますが、先ほどの答弁は、この中では数値目標は合計特殊出生率になっておりますけれども、平成31年に1.70を達成するという目標数値でございますが、27年、28年の数値は恐らく下回っていると思いますが、どの程度になっているのか、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） 合計特殊出生

率の関係でございますが、平成27年が1.27、平成28年が1.38という状況になっております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 2年後の目標が1.7に対して、27年1.27、28年1.38ということですから、到底、残り2年間でこの合計特殊出生率を達成するというのは、極めて高いハードルではないかと思えます。これを達成するために、具体的施策では、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援、子ども・子育て支援の充実を掲げて町は取り組んでいます。

そうした中で、平成30年度から、かねてから議会も強く提言しておりました子供の医療費の中学生までの助成を拡充することは努力を評価しますし、また、プラス面になってくるのだと思えます。

先ほどの答弁で、目標値を下回っている5項目は、平成31年度の目標値を達成できるように取り組むという答弁ですが、今も申し上げましたが、それぞれ掲げている施策だけで成果を求めてみても達成は非常に難しいと率直に思えます。

先ほども申しましたが、達成するために何が足りないのか、新たにできることなどを十分議論した中で、この計画そのものを見直し、改定していく努力が必要だと思えますが、そういった面で、足りない部分だとか、新たにできる部分ということを残り2年間で、町としてどのような努力をされようとしているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 目標に達していないところもありますし、達したところもあるというようなことであります。達していないところについては、最大限の努力をして、平成31年度までにはしっかりと目標に到達できるようにしたいと思っております。

す。

ただ、合計特殊出生率については、先ほど言いましたように、今は1.38でありますので、平成29年の出生数が111人ということですので、これもどんどん減ってきている状況です。これらについては、やはり、推進委員会の皆様にお諮りしながら、目標をしっかりと変更するなりしていかなければ、希望的な数値を上げてもなかなか難しいと思えます。それについては、しっかりと見直すなりできるのであれば、そういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この人口ビジョン自体は2040年まで、はるか先の推計をしたもので立てていて、計画は5年ごとということですので、長いスパンの中の5年ということですから、そこだけ輪切りしてみてくださいというのも難しいところがありますけれども、例えば、合計特殊出生率1.70は、町が判断して決めたことなのです。すごく難しいハードルの高いものを、町が数値目標として定めていますから、その前の5年間の平均が1.64ということですから、その平均値から見たら、決して高いようには見えないのですけれども、その後の生まれている数から見ると結構乖離しています。もちろん、先ほどの達成したところもありますから、そこはそこで、問題なのは、達成できていないところをどうやって、どんな努力をしていくのかということが大事だと思うのです。

昨日の一般質問にも出されておりましたけれども、働きたくても預かってくれる保育所がないということで、美幌町にも待機児童が現実にあらわれているのです。そういう保護者から、何とかしてほしいという要望が、私のところに届いているのも事実です。

やはり、町として、こうした町民の声に

耳を傾け、特に、問題である若い世代の方が、町の方針で定めているように、希望を持って、子供を産み、育て、この町に住み続けたいと願っている若い人たちの気持ちを大切にしながら実現していくためには、現在行っている施策は、もちろん継続していくべきだと思いますが、町長が総合的なということをよく言いますが、福祉だとか、教育、住宅、環境など幅広い子育て支援策をさらに、美幌町で足りないもの、拡充すべきもの、こういったものを議会で毎回言っておりますが、先進地事例の中から、成功しているところは、成功している取り組みで、よその町より秀でているものがあると思うのです。議会もそういう視察をしながら、町にもこういうものがありますということも含めて、委員会とか、個々の議員が一般質問等でも提言しておりますけれども、美幌にこれからも住み続けたい、出て行かないように、それから、美幌にだったら移り住んで、ここで子育てしてみたいと、そんな、町長が目指しているキラリ輝くまちづくりと言うのですか、そういった意味で、関係職員の皆さんが、ここに向かって一丸となって、情熱を注いで取り組んでいくということが大事だと思います。

そこで、平成30年度、平成31年度の残り2カ年しかないわけですが、今年度の検証も含めると3カ年になりますが、ここでの検証が、私は正念場ではないかなというふうに思っておりますけれども、町長として、先頭になって、リーダーとして引っ張っていくための取り組む姿勢についてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 取り組み姿勢ということですが、これは全力を挙げてやるしかないと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 人口問題は、簡単

に、すぐこれをやれば解決できるということではありませんので、大事なことは、こういう数値目標を示した以上、目標が達成できないことをしっかりと検証した中で、先ほどから何回も言いますが、何が足りないのかということ、町民の皆さんから意見をもらう前に、行政の担当職員が、何が不足しているのかをしっかりと検証した中で、町民の皆さんに示しながら、さらに、町民の皆さんの意見を聞くという意味で、残りの2カ年の中でしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。これについての質問を終わりにして、次に移らせていただきます。

主要事業、計画策定時のアンケート調査について、町から考え方が示されました。住民満足度調査、総合計画のまちづくりアンケートを初め、過去10年間で27件ものアンケート調査を実施されているということで、これは、まちづくりを進めるために、非常に貴重な町民の生の声ではないかなと思っております。

町長の2日前の町政執行方針でも、小さな声に耳を傾け、信頼と安心のまちづくり、町民ニーズを的確に把握、町民主権による自治の確立、町民と協働によるまちづくりということで、美幌町の基本姿勢だとか責務について町政執行方針の中でも述べられております。

答弁では、アンケート実施の基準はなく、各部局の判断に任せるというものでした。

新庁舎問題については、30億円もの巨額を投資する問題ですから、町の答弁にありました町民説明会、パブリックコメント、自治会連合会などの関係団体との懇談、もちろんこれらは大事な取り組みですが、これだけで十分に耳を傾けたことになるのでしょうか。

部局の判断ということは、担当する総務部のほうでアンケートが必要ないと判断されたというふうに受けとめてよろしいでし

ようか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 担当部局が必要であればというようなことでありましたけれども、それは、もちろん我々も関与しながら、必要があれば私が指示いたしますし、それぞれ担当が必要であれば、当然、こういうアンケート調査をしたいのですがということで私のところに上がってきますので、最終的には私が判断することになると思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうすると、この新庁舎問題では、担当部局ではアンケートが現状では必要ないということで町長に報告されて、町長も必要性を認めないで、現状では行わないと判断されたということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁をさせていただいておりますように、これから必要であればアンケート調査をするということでありますから、今の段階では必要ないという判断をしているところでございます。これからの期間どうするかについては、必要があれば、それは当然やらなければいけないと思っていますところでは。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 新庁舎問題というのは、60年ぶりに建てかえる。それも公共施設の中でも町民にとっては、シンボリックな公共施設であります。私は、アンケート調査について質問するに当たって、インターネット上でいろいろ調べました。新庁舎建設事業では、かなり多くの自治体で、アンケート調査というのを実施しております。

これは、平成29年11月14日の道新の夕刊に、芽室町での基本設計に町民の意見を反映させるために、町民ワークショップ

を開いたということで、そのときの取り組みが新聞報道されておりました。芽室町のホームページからいろいろ調べていきますと、ワークショップを開催するに当たって、参加者の公募をして、2回のワークショップを開催して、それらに基づいたもので、さらに意見交換会をするということで、先ほど、町長は、基本構想をつくる段階では、アンケート調査はやらないということで答弁しておりましたが、今後は必要に応じてということで、必要に応じてというのは、町民会議の中から出てこないアンケート調査はしないのでしょうか。

町の判断でアンケートをするかしないかというのは、私は判断できると思いますが、今の答弁を聞いていると、そういう町民の声を聞く中で、町民からアンケート調査をぜひやってほしいという意見がない限り、町としては取り組まないという考え方なんでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 時代によっても違いますし、それぞれのまちによっても違うと思います。町民の皆さんの声を、どう受けとめるかということは、声を発していただいたものを、どういう形で受けるかというのは時代によっても違いますし、それぞれの町村によっても違うと思います。

議員がおっしゃるように、新庁舎については、50年、あるいは60年ぶりにやることでありますし、いずれにいたしましても、町民の皆さんの声を、どう受けとめるかということは、1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、町民説明会であるとか、パブリックコメントだとか、自治会連合会との懇談会だとか、さまざまな取り組みの中から、今のところは必要ないだろうという判断に立っているところでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さ

ん。

○4番（上杉晃央君） これから基本設計だとか、仕事がまた進んでいくのですけれども、私が例に出した芽室町は、基本設計をする作業の中で、専門家を交えてワークショップをやっているのです。

この芽室町のワークショップとは別に、ほかの自治体でやっているアンケート調査は何をしているかという、代表的なものとしては、庁舎を訪れて困ったこと、あるいは不便に感じたことです。それから、新たな新庁舎に対して、施設や設備だとか環境、こういったもので何が必要かということ、どこも必ずアンケートの中には設定してやっているのです。

ですから、私は、今、町長がおっしゃった町民会議、町民説明会、パブリックコメントとか、いろいろな団体との話は、それはそれで民意を集める手段として大事だと思いますが、これだけ大きな事業をやるときに、やはり、町民の声が、庁舎に対して何を求めているのかということ、行政としてしっかり一定数アンケート調査をした中で、そういったものもいただきながら、基本設計の中に反映していく、そのことが、先ほど申し上げました町長の方針にもあったように、いわゆる町民主権というか、町民の声をしっかりと聞いたまちづくりをするということにつながるかと私は思いますので、基本設計の中で、こういう作業を前向きに取り組むような考え方がおありなのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁をさせていただきましたように、アンケート調査が必要な場面が生じたら、アンケート調査の実施をしたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） わからないのです

が、必要が生じたらというのは、現状では、町は必要性を感じていないということで受けとめていいですか。

そして、これからいろいろな作業をやっていく中で、町民の中からアンケートをしてほしいという声が出ない限り、町は判断できないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町民の皆さんの声もそうですし、我々も必要あれば、当然やらなければいけないということでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は、自治基本条例をひも解いてみましたら、まさに、美幌町は、どんなまちづくりをするかということで書かれています。

町民参加の対象とか手法について、町民参加の対象では、町の施設の新設、改良または廃止の決定を行うときは、必ず町民の声を聞くということです。

町民参加の方法としては、審議会等の会議の開催、意見交換会の開催、意見公募（パブリックコメント）の手続、アンケート調査の実施、その他適切な方法ということです。

行政は、ここに書かれている中から、町民生活への影響の大きいものについては、できるだけ複数の方法をとるようというふうな、町の憲法である基本条例の中に書かれているのです。アンケート調査も重要な町民参加の一つの方法だと思います。

なぜ、町が、アンケート調査を現状で行わないという一定の判断をしているのか、その辺について、こういうことがあるから現状ではアンケート調査を実施するような判断に至っていない、そういう何か問題点があるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） それについては、

問題点であるという意味がちょっとわかりません。今のところは必要ないというのは、我々、町民説明会もやっていますし、パブリックコメントもしっかりやっていますし、そうした中で、御意見をいただきながら、今取り進めているということであり、その中で十分だろうという思いで、今のところは必要ないのではないかと判断になっているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も、しゃきっとプラザで町民説明会をやったときに、一回だけ出席させていただいて聞いておりました。議会で説明したことと同じことを聞いたわけですが、その前の段階で、いわゆる行政改革推進委員会に、基本構想（案）を検討する段階で、例えば、議員である上杉は、議会の中で、アンケート調査のことを一般質問しました、そういったことを行政改革推進委員会の中で、議会の中からこういう意見も出たとか、私は議事録を全部見ていませんけれども、行政側でそういう説明をして、その上で、町民の皆さん、アンケート調査どうなのですかという問いかけはされたのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議会の中で、上杉議員から、こういった形でアンケート調査も必要ではないかというお話がありますというのは、行革の推進委員会の中でも御報告をさせていただいております。

先ほどから町長も答弁しておりますけれども、今、基本構想（案）について、パブリックコメントの実施を、3月19日までやっているところでございますけれども、この基本構想（案）までの段階では、アンケート調査は必要ないだろうという判断をさせていただいているところでございます。

今後、基本設計の中で、さまざまな機能とか、動線をどうするとか、必要な施設と

はどんなものかというところが具体的にになっていくのだろうと思っておりますけれども、その段階で、多種多様な意見が出てくるということであれば、アンケート調査も必要だろうと思っておりますので、そういうものは、この先、こういった形で進めていくかということについては、また別に考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 基本構想段階では、アンケート調査といっても、具体的にどんな形になるかということがある程度見えてこない、町民の皆さんもなかなか答えにくいというところはあると思います。やるタイミングとしては、まさに、今、総務部長が答弁したように、基本設計作業の中で実施をしていくことが、より効果的になるのではないかと考えております。

ちなみに、芽室町は、基本設計自体はプロポーザルでやったようです。プロポーザルの審査委員長が、いわゆるワークショップのコーディネーターになっていただいて、いろいろ専門的な立場から助言してもらったとか、このような取り組みもありますので、町長が言うように、それぞれまちのやり方はあると思いますが、やはり悔いの残さない新庁舎にするために、できるだけ多くの町民に、庁舎に何を期待するのか、また、新しい庁舎にこういう機能を設けてほしいという多様な意見を反映させて、最終的な基本設計をまとめていくという作業が必要だと思います。前向きに取り組まれる意思が強いと私は受けとめましたけれども、町長、よろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 何度も繰り返しますが、アンケート調査が必要な場面が生じたら、やらなければいけないとは思っておりますので、そういった理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さ

ん。

○4番（上杉晃央君） 受けとめ方ですから、総務部長の答弁と町長の答弁は、そんなに乖離はないと思います。時間がないということが一方ではあるのかもしれませんが、アンケート調査も、やる気になれば、2,000名がいいのか、1,000名がいいのかわかりませんが、しっかり準備をしてやればできますし、そして、これから基本設計が新年度予算で議決になれば、発注していく作業の中で、それらにうまくあわせるようにしていけば、まちのほうとしては、やはり、しっかり町民の声に耳を傾けた形で、望ましい新庁舎が形づくられるのではないかと、町民アンケートの実施を行政側に強く期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は13時30分といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3点、3項目について質問いたします。

まず1点目、美幌高校の支援についてです。

美幌高校の支援について。

1月27日に、町の130周年記念事業の一つとして高校生模擬議会が開催され、高校生の目線でのまちづくりの考えを14名の生徒が、真剣な姿勢で町長に質問しました。私たち町議会議員も、一層頑張らなければならないと思いましたし、高校生活の中から出ている現実的な不便さも早期に

解決しなければと考えています。

少子化が進む中、町の高校として、町民挙げて応援していかなければならないと考えていますが、高校生模擬議会でも、他町の支援策など取り上げられていましたが、美幌町でも、平成29年度には他町から通学する生徒に対する10万円の補助や、平成30年度からは、寮の運営に対する補助などの支援が始まる予定ですが、他町村から比べ、支援策が十分でないと考えます。このまま生徒の減少が続けば、間口削減の対象になってしまうのではないかと考えます。町長は、管内高校の支援策についてどのように認識しているか、また、今後の美幌高校の支援策についてお聞かせください。

2点目は、特産品開発について。

1項目、グリーンビレッジ農産加工室の整備についてです。

昨年から美幌ブランド認証制度に取り組み、町内の特産品に美幌ブランドの認証を与えていますが、平成30年度は、ブランド認証の開発について50万円の補助を出すなど、美幌の特産品開発に力を入れる予定ですが、大きな企業や自社工場を持っていない団体などは、新製品開発の試作品をつくる場所もないのが現状です。グリーンビレッジ農産加工室も利用できると思いますが、回転式蒸気釜、高圧殺菌釜など、特産品開発のための整備は不十分であると考えます。今後、整備する予定をお聞かせください。

3点目は、新庁舎建設についてです。

役場庁舎改築に伴うエネルギー対策についてです。

平成29年度も秋ごろから徐々に燃料費の値上げが進み、寒冷地に住む私たちにとって、光熱費の負担は家計に大きく響きます。役場庁舎、分庁舎の燃料費（光熱費）について、過去2年間の推移をお示してください。

また、役場庁舎改築時には、エネルギー



対策も基本構想（案）に盛り込んでいると伺っていますが、現在の考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えしたいと思います。

初めに、美幌高校の支援についてであります。管内高校の支援策についてどのように認識しているかについてであります。管内の他町村では、地元唯一の高校存続を目的として、生徒確保のために手厚い支援策を行っていることを認識しており、町村間において、生徒の奪い合いになっていると感じているところであります。

本町においても、全国的な少子化の影響から、美幌高校への入学者数も年々減少傾向にあり、特に、農業科（生産環境科学科）への入学者数が大きく定員割れとなっている状況から、オホーツク管内唯一の農業科として、その間口確保対策が大きな課題であると認識しており、農業科の生徒確保に重点を置いた対策が必要と考え、町外から農業科（生産環境科学科、地域資源応用科）に入学する生徒の保護者に対し、今年度より美幌高等学校農業科間口対策補助金として、就学費用の一部助成を開始したところであります。

さらに、今年度の緊急措置としまして、美幌高等学校寄宿舎（報徳寮）に現在入寮している生徒の生活支援と、今後、道内外から入学する生徒の維持、確保を目的として、美幌高等学校寄宿舎運営費補助金を新設し、助成事業を開始したところであります。

今後の美幌高校への支援策についてであります。農業科間口対策補助金や寄宿舎運営費補助金を継続するとともに、進路対策補助として、美幌高校のPR用ポスターやパンフレットの作成のほか、首都圏中学校へのPR活動にも支援してまいりたいと考えております。

さらに、オール美幌体制で美幌高校を支援するため、町内関係機関から成る仮称・美幌高等学校教育振興会を立ち上げ、美幌町全体で、美幌高校を支援してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

次に、特産品開発について、グリーンビレッジ農産加工室の整備についてであります。グリーンビレッジ美幌の農産加工室では、美幌みどりの村振興公社が行う加工実習講習はもとより、観光物産協会や自治会、JA女性部を初め、多くの団体が地元で生産された農産物などを加工してお菓子、パン、みそ、豆腐づくりに利用しております。

現在、加工室には、フードミキサー、豆すり機など、16種類の機器を設置しており、その多くが平成3年の建設当時に整備されたものであります。随時、補修や更新を行っていることから、現時点で施設の改修などの整備の予定はしておりません。

また、特産品開発につきましては、新年度から助成制度を創設することにしており、グリーンビレッジ美幌では、対応することができない加工、測定、検査機器の使用や技術支援については、北見の道立オホーツク圏食品加工技術センターなど、関係機関の協力をいただきながら取り進めることとしております。

今後におきましても、農産加工室の利用者並びに特産品の開発に取り組む方々のニーズや課題を踏まえた上で、より一層利用しやすい施設運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、新庁舎建設について、役場庁舎改築に伴うエネルギー対策についてであります。役場本庁舎及び別館の過去2年間の燃料費（光熱費）については、本庁舎が電気暖房を使用しており、暖房以外の電力と合算になりますが、平成27年度の電気使用量44万6,068キロワットアワーに対

し、電気料金が1,334万8,000円、平成28年度の電気使用量53万1,046キロワットアワーに対し、電気料金が1,432万5千円となっております。

一方、役場別館については、灯油ストーブを使用しており、平成27年度の電気使用量2万5,253キロワットアワーに対し、電気料金が89万3,000円、平成28年度の電気使用量2万9,175キロワットアワーに対し、電気料金が100万円となっております。燃料費については、平成27年度の灯油使用量3,124リットルに対し、燃料費が18万1,000円、平成28年度の灯油使用量3,849リットルに対し、燃料費が23万1,000円となっております。

新庁舎建設基本構想（案）においては、新庁舎の機能として、環境に配慮した庁舎にするとともに、地球に優しい新エネルギーの活用などを検討しますとしており、平成30年度に実施予定である役場庁舎建設基本設計において、新エネルギー設備の費用対効果などを比較検討し、本町の地域特性に適した機器の導入を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私は、美幌高校の支援に対する質問は結構やっています、特に、この3月は入学希望者が年々減っていくので、いつも危機感を持って何とかしなければという考えのもとに、このように質問をさせていただいています。そういう考えは、ここにいる皆さんも同じ思いだと思いますが、子供の将来の夢に向けて、それぞれの進路に行くということは自由なので、いかにして地元高校が魅力ある高校になって、選ばれる学校になるかということが一番の前提ですが、答弁にありましたように、少ない子供を地域で奪い合うような状態が続いているのだなと思いま

す。

ただ、今回、隣町の高校が、40名の定員のところ44名の出願者でありました。普通科だけでいいますと、美幌は80名のところ47名の出願者ということで、津別町は、平成30年度予算で3,291万円の予算組みをして、町からの支援をしております。どういうことをしているかといいますと、教科書、副教科書代金全額補助、3年間で約4万円、制服購入費全額補助約5万円、通学バス代75%の補助、入学時校納金2万円の補助、国立大学入学一時金30万円給付、これは返還義務はなしということです。また、商業系検定受検料全額補助、模試及び英語、数学、漢字検定の受検料など半額補助、海外研修、ニュージーランドなどの研修で自己負担が5万円ということです。長期休暇期間中における公設塾の開設、希望者への給食の実施、部活動大会遠征費などの補助、各種行事、講演会などへの補助です。

一生懸命頑張った結果、町の持ち出しも大きいですが、44名という入学希望者かなと思います。隣町だけでなく、管内においても多額な負担をして、学校、高校を支援しているという現実を、町長は十分御存じだという今の答弁でしたので、その上に質問を続けていきます。

私は、昨年も同じことを申し上げたと思うのですが、遠軽町は出願予定者が170人を超えているのです。そんな中でも、町は1,000万円を超えるお金を支援しています。美幌も、先ほどの答弁にありましたように、昨年、ことしと寮の存続のための補助や、昨年使わせていただいたのは、美幌の支援は始まったばかりだと思っていますので、私は今後に期待したいと思っています。

学校は学校で生徒確保のために一生懸命頑張ってくれています。例えば、町の広報配布時に、回覧板で美幌高校の様子を毎月出してくれていました。ただ、このことに

については、全体に回覧で回すより、中学生のところにピンポイントで持っていったほうがいいのではないかとということで、ことしからこれが行われるかどうかわかりませんが、ことしからは、また違うPRの方法を考えていくという話を伺っております。

先ほど、少ない生徒を町村間で奪い合いになっているということでしたが、答弁の中で近隣都市部への中学生のPR活動にも支援していきたいとありました。この辺のところをもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

首都圏中学校へのPR活動ということで考えておまして、今の農業科の応募の状況の中で、道外からの生徒を募集しているということですので、例えば、東京都の中学校へのPR活動、道内でいきますと札幌近郊の中学校へPR活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） もう少し具体的に、例えば、誰が行ってこういうことをPRするのか。もちろん先生も行くのでしょうかけれども、生徒などを連れて行ってやるのかということもお答えいただきたいと思います。私は、答弁にもありましたように、本当にこの辺で少ない子供たちを奪い合うよりも、生産環境科学科などは農業科の根幹をなすところですので、その人数が少ないということは今後も危惧されます。今のはやりと言ったらおかしいのですが、今、農業女子という言葉もありますし、テレビでは、古いところでは日曜日の鉄腕DASH村から始まって、一人農業とか、教育テレビでも芸能人が農業に取り組むという番組が多くなって、視聴率もいいのか、結構長く続いています。

私は、空港も近いので、行ったり来た

り、親たちが来るということにも非常に立地がよく、農業科という科を考えても都会にアピールしていくのも非常によいと思っています。

首都圏の中学校の行事にPRに行くのも、どういう形で行くのか。例えば、具体的に交流のある中学校などがあるのか、その辺もお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） PRの具体的な内容ということですが、首都圏中学校へのPR活動の誰が行くのかという御質問でございますが、現在、管内の中学校、それから近隣の管外の中学校に美幌高校の校長、教育長、教育委員会の職員で中学校を回りまして、美幌高校の活動等についてPR活動をしているところがございます、札幌近郊、首都圏につきましても同様な形でPR活動を進めていきたいと考えております。

首都圏で具体的にどのような中学校をとという御質問でございますが、現在、具体的にどこの中学校にとすることはまだ決めてはおりませんが、過去の美幌町との交流の中では、日野市との交流で美幌とかかわりのあるまちもございますので、そういうところも含めて検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 昭和56年生まれぐらいの子供は、交流で日野市に行ったり、こちらで受けたりした経緯もあると私も記憶しております。

例えば、東京農大に来た方が、網走を好きになり、住むようになったり、商売をしたりという話もよく聞きます。今、移住・定住の話がありますが、人口減少社会を考えると、高校生から家を出すということは大変で、受ける側もそれなりの覚悟は要るのですが、移住・定住と考えれば、これは本当に力を入れるべきことではないかと思

っています。すぐに実るかどうかはわかりませんが、長い目で考えて、若い人たちに訴えていくことは非常にいいと思います。いつも職員とか校長がPR活動をしているということですが、もし予算があれば、生徒が行って、それこそつくった野菜などを持って行って、交流ができればよいのではないかと考えます。期待するところです。

生徒まで連れていくとなると、ちょっと予算がかかりますが、そういう考えに対して町長は、よし応援しようという気になるかどうか、お聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、1回目の答弁で、町村間において生徒の奪い合いになっているところもあると申しましたので、余り積極的にという意味合いはないのですが、今回の措置については現実的な対応をとらなければいけないと思います。

これは、北海道教育委員会の施設であり、教育機関だと思えますので、本来であれば、北海道教育委員会がしっかりとやってほしいなという思いの中で、そういうことにはならないということで、現実対応として、今回のような措置をとらせていただいたということですので、その点は御理解を賜りたいなと思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長が積極的対応をとっただけだという話をされましたが、間口削減の対象にならないように、やるべきことは今の間にしっかりやっておくべきだと思います。

過去に、私も、間口削減の対象になったときに関係者として居ましたが、ある程度、人数がいるということは、子供の学校生活に対しても非常に広がりがあります。小さくなればなるほどやれることが限られてしまいますので、今のままでは本当に対象になってしまうのではないかと、やれるこ

とを全てやるべきだと私は考えています。

先ほど、都会の子供たちをという話がありましたが、3年間は無理だということであっても、1年間とか数カ月の単位で、例えば、留学生を3カ月とか引き受けるといときに、それが生徒数にカウントされるのかどうか、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

言い方がわかりづらかったかと思えますので、もう一度、言います。

高校生の交換留学というか、3カ月とか1カ月とか、長い方は1年ということで、ニュージーランドと美高でやっていますが、例えば、日本国内であっても、それが1年間とか3カ月とかでも生徒数にカウントされるかどうか、その辺を御存じあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 交換留学生在が生徒数にカウントされるかという御質問でございます。例えば、美幌高校の生徒が交換留学でほかのところに行った場合であっても、在籍は美幌高校の生徒になると思っております。その辺の詳しい内容については承知しておりませんので、了解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） その辺のところも調べていただきたいと思えます。3年間というのはなかなか大変でも、都会の高校からこちらに1年間来るとか、そういう交流の仕方から始まってもよいのではないかと私は考えます。

美幌では、みらい農業センター、美幌高校と農家の方が、グリーンツーリズムの大阪の高校生を修学旅行で引き受けています。私たち経済建設常任委員会も、どういう実態になっているか知りたくてお話を聞いたことがあります。

そんな中で、例えば、都会の子供を預かると。こんなことはないほうがいいのです

が、例えば大震災があったときに、交流している学校の子供さんはこちらのほうで預かりますという協定などを結んで、そこから交流が始まれば、なおさらいいのではないかと思います。

そういうことも視野に入れつつ、都会との交流の道筋をつけていったらいいのではないかと感じますが、もし教育長に何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、都会との交流の中でということと言うと、私も岡本議員と同じように、都会から地方に来ていただくということを考えています。ただ、それで美幌高校の人数を確保できるということでないということは御理解いただきたいと思います。

御理解いただきたいのは、本質的問題は、美幌の中学で育った生徒さんの約6割が町外に出ているということです。まずは、少しでも多く地元の学校に行ってもらおうということをしなければならないと思っています。

今、岡本議員にいろいろなアイデアを言っていますが、農業科と言われていて、昔は後継ぎをするということで、管内から集まって、場合によっては管外からも来ていたのが、なかなかそういうイメージではなくなってきたわけです。ただ、逆に、農業科に行くことによって、将来、すぐに後継ぎをしなくても、大学へ行って農業関係に進むという方にとってみれば、普通科より農業科がいいということははっきりしています。

例えば、帯広畜大や東京農大にそういうラインがある。ですから、今は、そういうことを一生懸命PRさせていただいていますし、学校の改築も平成30年から一部始まる中でいうと、牛舎などが建てかえになったときに、今度、新たに動物に触れることによって心を癒やされるということで、農業の後を継がなくても、勉強だけではな

いという部分でも人が来れると思います。それは、分野ごとに考えながら進めているのですが、先ほど町長が言いましたけれども、基本的には自治体間競争でやることはおかしいという話です。

また、支援の仕方も、学校を地域で守るということと間口を守るということに差があることも御理解いただきたいと思っています。

今、いろいろとアイデアをいただいたことについては、一つ一つ実現できるように高校と協議しながら私どもがお手伝いできることはやりたいと思うのですが、地元の子を少しでもということは、仮に美幌から出て行ったとしても、北見から同じ数とは言わないけれども、その半分でも来られる、中学区全体のバランスを道教委はしっかり考えてもらわないと、みんな都市部に行って地域が疲弊していいのかということになりますので、道教委に言うべきことはしっかり言っていないと、根本的なものはきちんと道教委が考えてくれなければ、自治体間競争ではいけないと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 地元の子供が地元の学校へ行くというのは大前提ですが、それぞれの目的がありますので、そこは自由に選べる、より自分の夢をかなえられるところに行くというのが子供の進路ということになると思います。その中で、普通科も勉強を頑張ってもらって、進路に対してそれなりの成果を上げています。

普通科がなくなると、より生徒数も減ってしまうのではないかと思いますので、どの科もある程度守らなければならないということで、非常に難しさがあると感じています。

答弁にもありましたように、仮称・美幌高等学校教育振興会を立ち上げたいという答弁でしたが、この辺は、具体的にいつご

ろとか、どなたが中心にとか、もう少し詳しくお話を伺えればと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 美幌高等学校教育振興会の内容でございますが、答弁書にあるとおり、美幌高校の支援につきましては、オール美幌の体制で支援をしていきたいと考えております。

構成としましては、例えば、農業協同組合とか商工会議所のほか、PTA関係団体、美幌高校教育後援会、美幌高校OB会のほか、議会の皆様にもかかわっていただきたいと考えておりますので、協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 目標というか、いつごろまでにという考えはお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 時期につきましては、4月には立ち上げを行えるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先日の卒業式で、卒業生は2万人いるという話でしたので、本当に美幌高校を応援しようとする人たちが町内外に多いと思います。私は報徳会の役員をしていますが、ある程度つながりを持って実現するような、本当に500円ずつでも1,000円ずつでも応援していただくと。よく学校卒業生などにこういうものが回ってきますが、小口でたくさん集めるとか、そういう具体的な取り組みをぜひお願いして、このことについての質問を終わらせていただきます。

次に、グリーンビレッジの加工室について移らせていただきます。

答弁では、現在、加工室には16種類の機器があり、その多くは平成3年建設当時

のものということなので、すぐくもつのだなと思いますし、壊れて整備をしたというものは自分でも知っていますし、グリーンビレッジは利用しているので現状はよく把握しているつもりですけれども、農業が基幹産業と言いながら、最初の質問でもしましたように、大きな食品加工工場があって、加工品はたくさん出ています。ただ、小さなものを出していく苦労は本当に大変なのです。今、食品衛生を取り巻く環境は非常にうるさくなりましたので、どこでもつくれるわけでもなく、グリーンビレッジが何かをつくって売れるような体制をつくればいいのではないかと思います。

町長はどの程度御存じかわかりませんが、グリーンビレッジを積極的に使って特産品をつくってもらうという考えをお持ちなのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 我が町には、特産品と言われるものは、現在もあります。さらに資材的、資源的に豊富な我が町においては、まだまだ開発の余地はないかと思っております。

そうした中で、そういった施設がなかなかないということで、グリーンビレッジの農産加工室がどうだろうという話も前から伺っているのですが、どうも、保健所の絡みとか、なかなか難しいという話も聞いておりますので、いずれかの時点ではそういった本格的な施設が必要になってくるのだろうという思いがあります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 保健所の絡みと言いますが、制度がちょっと緩くなった部分などもありますので、必ずしもあそこで作ったものを売れないということではないのですね。実際に今もつくっておりますし。

町長は、あそこの施設だけでは、いずれかの時点でおっしゃいましたけれども、

私は、この質問はずっと前からしたかったのですが、なかなか現実味がないといえますか、こういう施設を新しくどこかにつくって、例えば身近なところでは大空町の道の駅メルヘンの丘にある加工施設とか、呼人のみんぐるとか、メルヘンの丘はところ狭しと加工の機器が並んでいます。そこには、ふだん、農家の奥さんとか、普通の主婦が行って、いろいろなものをつくったりしています。実際に、そこでつくったものは販売もできるような施設になっています。そういうところを借りながら、研究している人もいますけれども、大空町の人でないとだめだとか、みんぐるもすごく機器はそろっていますが、網走市ですから、網走市の人は無料で使えるけれども、何せ稼働率がよくて使えない。ましてや、売る物をつくるということではないのです。

私が、ぜひわかっていたきたいのは、今、つくっている方々がどういう苦勞をしているかということです。あのグリーンビレッジを今すぐ改修ではなくて、どういう機械があれば、何ができるかということを担当者の方に知っていただきたいと思っています。

答弁の中でも、担当者の方が関係の方と懇談をするような話がありました。まず、担当者にかわるということがありますが、どういう機械があつたら何ができるか。それと近隣の状況ですね。近隣の状況を見ていただきましたら美幌がどういう状況かわかるのではないかと思います。私たちも経済建設常任委員会で、メルヘンの丘に行きましたが、ぜひ行って機器の状況などを見ていただきたいと思っています。

先ほど、平成3年に整備したと言いましたが、もつものはこんなにもつのです。25年以上ももっているのです。ただ、足りないものはいろいろあります。例えば、先ほど何点か書きましたが、いろいろあるのですけれども、ぜひ、こういうものが必要なのだということを担当者の方にわかって

いただきたいと思っています。その辺のことについてどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実際に、特産品と言われるものを開発しようとする人たちの努力をわかってほしいというお話でありました。それについては、私もいろいろな話を聞いてはおりまして、例えば、おかずみその販売に当たっても、随分苦勞されたという話を実は聞かされておりました。まず、保管場所をどうするかということから始まって、つくる場所の問題もいろいろあるということです。実際に、販売まで考えていくと、どうしても食品衛生法の絡みが出てくるということで、なかなか難しいという話も十分聞いております。

担当者にもそういうことをわかってほしいということですが、担当の者もそういう話は聞いていると思います。

いずれにいたしましても、幅広い方が、幅広いいろいろなものをつくろうと思っている中、どういったものが必要なのかも含めて、次の段階でしっかり取り組んでいかなければいけない問題だと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 苦勞をわかってほしいというのは、ちょっとまた違って、こういうものがあるからこういうものができるか、その辺のこともちょっとわかっていたきたいと思っています。自分たちが例えば苦勞したとしても、それは楽しみながらやっているという一面もありますので、本当に苦勞だと思ったらきっとやめているのではないかと思います。わかっているのは、どういうものがあればどんなものができて、こういう製品が出せるのだというところをわかっていたきたいと思っています。

例えば、先ほど言いましたほかに、煮沸ボイル槽、スチームコンベンション、これ

は消毒や温度を上げて焼いたり蒸したりすることができるものです。それから、レトルト用の高温の釜は、中心部を122度に熱して殺菌するとか、それからエアカーテンとか、いろいろあるのですが、そういうものがあれば特産品の幅がすごく広がります。

そして、答弁にありましたように、施設の改修は考えていないと言いましたが、施設を改修しなくても、まだまだ機器は入ると私は思っています。担当者が早くみんぐるやメルヘンの丘に行って、どこのまちはこういうものをそろえて、こういうものをつくっているのだなということを実感していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま、よその施設の視察等々のお話をいただいたところですが、ここの施設は、みどりの村振興公社が指定管理をしており、みどりの村振興公社としましても、利用者の方々と、日々、意見交換等、情報交換を行っております。実際に、加工室の中の施設の修繕や、物の更新等を行うときにも、利用者の方の要望とか、そういった御意見を頂戴しながらしている状況です。

また、今お話をいただきましたように、近隣の大空町や網走市に施設がございますので、そちらの状況等、調査等を今後行っていきたく思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 大空町では、缶詰ミートとか、それから、いろいろな豆の缶詰などを出していますが、缶詰などをつくれるものがあれば、防災食は地元の食材で、地元の人が防災のときの携帯の缶詰とか、そういうものを地域の食材でつくれたらとてもいいのではないかと思います、町長はどう考えているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 非常にいい発想だと思います。地元の食材で、例えば、はねていく品物があります。流通ルートに乗らないものは、しっかり切ったりすれば使えると思いますので、そういったものを防災の備蓄品に加えるということは、可能かどうかは別としまして、非常にいい話ではないかと今、直感的に思いました。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 時間もなくなってきましたので、グリーンビレッジに関する質問は終わりますが、そういう機械があれば、私がつくり出すという方は町内にたくさんおりますので、ぜひ現実になるように取り組んでいただきたいと思っております。

庁舎のエネルギーについて入っていきます。

平成27年度で1,442万2,000円、28年度は少し上がって1,555万6,000円という回答でした。現在の役場庁舎は1959年建設で、新庁舎への引越す年度までを入れますと約62年間この庁舎を使うこととなります。新庁舎を今後60年間使用することを考えますと、世界的な流れの低炭素社会に配慮したものであるべきと考えています。

答弁では、基本構想（案）において、環境に配慮した庁舎にするとともに、地球に優しい新エネルギーの活用などを検討しますとしており、30年度の基本設計において、新エネルギー設備の費用対効果などを比較検討するということですが、私が危惧しておりますのは、こういうことは、時間がないとか、工事費が割高になるなどの理由で余り取り組まないで終わりとなるのではないかと危惧しています。その辺のところについて、いや、いや、美幌は新エネルギービジョンとか第6次の総合計画でも一般住宅にも太陽光パネルを推進しているからそんな町ではないということでしたら、



町長のエネルギーに対するお考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私たちは、F S C 森林認証を取って、CO<sub>2</sub>削減に貢献している町でありますので、今、議員がおっしゃるようなことは、しっかりと受けとめていかなければいけないという思いであります。

今、町民会館についても、地中熱のエネルギーを使つての暖房と冷房をしたいということで、環境省の補助をいただいて、まさにできつつある状況です。

そうした意味からも、新しい庁舎についても新しいエネルギーが可能であれば、そういったものをどんどん取り入れていかなければいけないという思いであります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 補助があるとはいえ、十分な資金があるという中での新庁舎建設ではないと思いますが、費用対効果というのは何ぞやということになると思うのです。例えば何年を考えて、その費用対効果を言うか、今後60年、後世に使っていただくものであれば、その後で使う人たちは、嫌でも人口は減っていきます。今よりは力のないまちになるかもしれません。そんな中で、やはり先輩方はよく考えてつくってくれたなという庁舎にしなければならないと思っています。それを決断した町長として、後世に評価されるのではないかと考えています。

一時的な費用対効果というのは、もうちょっと行政的には、ここ何年間ということになるのかもしれませんが、後世に残すものとして、本当に後で喜ばれるものをつくっていくべきではないかと考えています。

一般住宅を若い人が建てるのであったらどうするかということだと思つるので、私はもう新しいもの、太陽光パネルも本当はやりたいのだけれども、あと何年かとなると

できないということもありますけれども、これから若い人が家を建てるのであれば、本当にゼロエネルギーということを考えるのではないかと思います。

ここに来て一番感じたのは、明かりを遮断して電気をつけるということも、もうちょっと工夫すれば、直接、光は入らないけれども明かりはとれるという作り方もできるのではないかと思います。私は建築家でもありませんので、余り知識は豊富ではありませんが、時間がない中でも、職員を先進地に派遣してエネルギーの勉強をしてこいとか、そういうお考えはありませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） コストをどう考えるか、ランニングコストをどう考えるか、やはり長いスパンで考えるのが一番いいのだらうと思いますが、そうして考えると、普遍的にあるエネルギー源を使うのが一番いいのではないかと考えております。

例えば、地中の熱は何千年、何百年もかけてできてきているものだと思います。そういう意味で、普遍的にあるエネルギー源を使うのが一番いいのではないかと考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私は、一時的に費用は高くなるかもしれませんが、いろいろなものの組み合わせがいいのではないかと思います。太陽光パネルも、敷地は限られていると言いつつ、都会から見たら広い敷地ですから、視点を変えて新庁舎建設に取り組んでいただきたいと思つています。

例えば、防災対応の庁舎であれば、太陽光パネルで明かりをとるということも可能だと思います。そうすると、太陽光パネルと、それを修理する人たちも育てていかなければならないと感じております。

時間がないので、これで終了いたしますが、60年に1回の庁舎建設です。

後世に残し、後で評価されるような取り組みをすべきだと思いますので、このことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 60年の歴史を60年後に振り返ったときに、ああ、こういう施設だったのだなという思いが通じるような施設をぜひつくりたいと思っておりまです。議員各位のさまざまな御提言などをお聞きしながら進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。再開は14時40分といたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について、町長から行政報告があります。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本定例会に追加する行政報告、議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

追加する行政報告といたしましては、第1に、御寄附についてであります。

去る2月19日、匿名の方から町民会館及び「びほーる」の備品充実のため、フルコンサートピアノを早期に整備するために役立てていただきたいと、1,000万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って早期に整備いたしたく、平成30年度の購入に向けまして、準備を進めてまいりたいと存じます。

第2に、美幌町出身者のピョンチャンオリンピック出場結果についてであります。

2月9日から25日まで、韓国・ピョンチャンにおいて開催されました第23回オリンピック冬季競技大会に、本町出身の選手3名が日本代表として出場いたしましたので、その競技結果について御報告いたします。

まず、オリンピック4大会連続出場となるクロスカントリースキー競技に出場された石田正子選手であります。女子15キロスキーアスロン競技において14位、女子10キロフリー競技において18位、女子30キロクラシカル競技において10位と、それぞれの種目におきまして好成績をおさめられました。

日本選手団の女子選手の中では最年長でしたが、日本のクロスカントリースキー競技の第一人者として、豊富な経験と進化した技術を武器に、最後まで世界の強豪と競い合うすばらしいレースを展開され、多くの町民に大きな感動を与えていただきました。

次に、前回のソチオリンピックに続き、バイアスロン競技に出場された三橋李奈選手であります。女子7.5キロスプリントにおいて85位、女子24キロリレーにおいては17位の成績を挙げられました。

約4キロものライフルを背負いながら山坂を滑走し、決められた射撃を行う過酷な競技であり、ピョンチャンの強風が吹く中で射撃には苦戦したものの、第3走者として出場した女子24キロリレーにおいて、一時はトップとの差を縮めるなど、最後まで諦めずに全力を出し切る姿は、私たちに勇気を与え、日本女子バイアスロン競技のレベルアップのために大きく貢献したものと受けとめているところであります。

最後に、初のオリンピック出場を果たされたスピードスケート競技の一戸誠太郎君であります。日本代表選手最終選考会の直前に開催されたワールドカップにおいて、

男子5,000メートルで日本新記録を樹立し、男子団体パシュートでも銀メダルを獲得するなど、町民の期待を一身に集めてのオリンピックとなりました。

好調を維持した中で挑んだ一戸選手は、男子5,000メートルにおいて、入賞まであと一步の9位、男子団体パシュートでは5位に入るなど、すばらしい結果を残され、その活躍は日本スケート界にも高い評価を受けているところであり、今後の活躍が大いに期待されています。

3選手の輝かしい活躍は、町民に明るい話題をもたらすものであり、ここに至るまで選手を支え続けてこられた御家族の御努力と、日本を代表するアスリートへと成長するための基礎を築き上げた本町体育協会並びに関係者の御尽力に対しまして、心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

美幌町オリンピック・パラリンピック選手後援会におきましては、御家族を含む応援団を現地へ派遣し、ピョンチャンの地で選手に熱い声援を送る一方で、美幌町においても、パブリックビューイングを開催し、町民一丸となつての熱い応援を展開いたしました。

このような機会を設けることができましたのは、多くの町民の皆様、美幌町にゆかりのある方々の力強い御支援はもとより、議員各位の御理解と御協力の賜物であり、心より感謝とお礼を申し上げます。

スポーツの祭典であるオリンピック冬季競技大会に3名もの日本代表選手を輩出できましたことは、本町にとって大変な名誉であります。次代を担う子供たちを初め、多くの町民に夢と希望を与えていただいた、その功績をたたえ、石田選手、三橋選手、一戸選手に対しまして、美幌町として表彰をいたしたいと考えているところであります。

今後におきましても、スポーツ選手の育

成を初め、明るく活力のあるまちづくりを目指し、努力を重ねてまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

次に、本定例会に追加して御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

議案第58号損害賠償の額の決定及び和解については、昨年12月15日、登栄において森林作業員が作業中に発生した電話線断線事故につきまして、損害賠償の相手方と和解が成立したため、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第59号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第12号）については、損害賠償の額の決定に伴う賠償金の増として53万円、町道の除排雪に要する経費の増として785万9,000円、芸術文化振興基金積立金の増として1,000万円、以上の3件を追加しようとするものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、追加する行政報告と議案の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告、御寄附について、美幌町出身者のピョンチャンオリンピック出場結果についての質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） お聞きしたいのは、オリンピックに行つてこられてということに関してお聞かせ願いたいと思っております。

実は、うらやましいなというのが1点あります。カーリングの話を交えて恐縮なのですが、テレビ放送に何度も何度も映っている中で、選手の一人が、もともと私は常呂町の出身だったけれども、この町は何も

ない町だった、でも、今は誇れると。先輩たちを通しながらも、カーリング場という施設があって、先輩たちの指導も受けながらここまでやってこれたことを誇りに思うと。こういうインタビューの姿を見させていただきました。

そこで、町長、教育長もいらっしゃいましたし、副町長もいらっしゃったと思いますが、その本人の運動能力、資質ももちろんありますが、いろいろな大会を通しながらも、そのコースです。例えば、スケートで言えば、1周400メートルだったでしょうか、そういう施設があって初めて、スケートリンク場と言うのでしょうか、足運びも含めて訓練になっていくと思うところがあるものですから、このうらやましさ、何十年前に北見市よりも常呂町の町長、そしてまた、理解のあった常呂町の町民たち、人を育てるという意味では、結果として立派なことを判断されたなと思うところがあります。

今回、先ほど行政報告にありました一戸さん、本当にもうちょっとでありました。

そういう意味も含めて、人を育てるという観点も含めて、どうでしょうか、町長、美幌町からも今回のオリンピックに3名出ておりますけれども、将来的にもオリンピック選手を育成していくという意味において、次の立候補の目玉として、町長がスケートリンク場の基盤整備、私も一般質問させていただいていますが、そのぐらいの思いが募らなかったかどうか、ひとつお聞きしておきたいのです。

人を育てるには、時間もかかるし、設備も要ります。設備がなかったら、大会に即した技量もアップしないという意味合いで、どういう感想を持たれるか、そこら辺で、もし思うところがあったらお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、ピョンチャンへ行って思ったのは、本当にすごい子供

たちに恵まれたという思いでいっぱいでありました。そういう期待に応えるように頑張りたいと思います。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） せっかくの機会であります。教育長、あなたもおいでになっているので、人を育てるということは時間のかかることだし、設備の充実ということも必要かなということについて同じくお聞かせ願いたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 次に続く子供たちのために、しっかりと町長と進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第58号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第58号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の2ページをお開き願います。

議案第58号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

町は、森林作業員作業中の電話線断線事故の損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、平成29年12月15日に発生いたしました森林作業員の作業中の事故により、町は被害者であります北海道電力株式会社には損害を与えておりましたが、その損害について、平成

30年2月28日に賠償額の合意をいただくことができました。

このことに伴い、損害賠償の額の決定と和解に関する議決をお願いするものでございます。

記以下であります。1、損害賠償の額は123万4,818円であります。

2、損害賠償の相手方は、北見市北8条東1丁目2番地1、北海道電力株式会社執行役員北見支店長大野浩様であります。

3、事故の概要は、平成29年12月15日、午前11時40分ごろ、美幌町字登栄72番地9地先町道第29号道路において、本町の臨時職員であります森林作業員が森林作業のため、油圧ショベルを操縦し走行中、油圧ショベルのアームが電話線に接触し、電話線の張力によって、当該電話線を共架していた電柱2基を倒壊させたものであります。

今回の事故におきましては、作業中の安全確認を怠ったために多大な費用の支出を伴う事故に至りましたことを、担当部長として心よりおわび申し上げます。

今回の事故を部内全体で共有した上で、今後の安全管理に十二分に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、残りの電話線分につきましては、電柱分の工事施工後に提示される予定でありますことを申し添えさせていただきます。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） この議案は、損害賠償の額の決定と和解をしたので議会の議決ということですが、一、二お尋ねをいたく、部長に返事をいただきたい。

この油圧ショベルという機械はこの所有物か、その保険はどうなっていたかとい

うことをまずお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 機械の所有は町であり、任意保険については加入しておりませんでした。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 記憶に新しいところではありますが、報徳にあった建物で火災が発生してしまったという残念な出来事がありました。

ここにいらっしゃる皆さんは記憶されていると思うのですが、その前の年に、もったいないという考え方かどうかだったのですが、火災保険を断ったというか、契約しなかったのです。その建物が火災を起こしてしまったということだったと記憶しています。

今回は、この機械が町のもので、保険に入っていないということだけでも、何か違う保険でこれを補うことができるのか、そこをまず伺いたい。

それから、人間は間違いがあるし、失敗もするし、こういうことは間違いなくあるわけです。もちろん、やろうとしての事故ではなくて、過失ですから、だから保険があるのだと思うのです。

そういう部分で、今回の町が所有しているパワーショベルだけであって、ほかの車両は全部保険に入っているのか、そういう点検はもうしてあるのか、そういうようなことも含めて、今、部長としてわかっている部分だけでもお聞かせ願いたいです。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず、1点目の、他で補うことができるのかということですが、この関係につきましては、他の保険等がございませんので、一般財源のほうでの損害賠償になるものであります。

また、保険の加入の関係でございますが、今回の事故を踏まえまして、早速、今

回の重機についても保険に加入したところ  
であります。（「ほかに、そういうような  
点検をしましたか」と発言する者あり）

他の公用車等につきましては、町で一括  
して入っている状況であります。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） ただいま  
の古舘議員のほかの点検ということについ  
てですが、今回、無保険ということが発覚  
いたしました後に、庁内で所有する全ての  
車両にこういう無保険車がないかを調査し  
まして、現在確認したところでは、現在は  
全て保険に加入しているということ把握  
してございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり  
ませんか。

5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） 今のことについて  
お尋ねいたします。

まず、この作業員の方と申しますか、日  
常の作業を始めるときに体調管理などの点  
検管理はしっかりされてからの作業なのか  
ということが1点です。

また、当時、12月15日の作業に関し  
ては、1人で作業運転をしていたというこ  
とでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず一つ目の  
体調管理の関係でございますけれども、こ  
の日、ふだんもそうではありますが、当日の  
作業内容や作業手順について、毎朝、ミー  
ティングを通じてその班内で共有している  
状況であります。

また、その日の体調については、特にお  
かしいということはありませんでした。

もう一つの別途作業内容でございますが、  
このときは1人で作業をしていた状況  
であります。

また、今回の事故を踏まえまして、支障  
物の近くで作業をする場合には、誘導者を  
配置した中で行うという改善策を進めてい  
きたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○議長（大原 昇君） 5 番稲垣淳一さ  
ん。

○5 番（稲垣淳一君） 日常の工程におい  
ては、特段の手落ちはなかったというふう  
に理解いたしますけれども、正直、私も運  
転をする者として、特にこういう作業車  
は、かなり初歩的なミスと申しますか、残  
念ながら毎年このような事故を聞き及んで  
いるものですから、安全・安心を標榜し  
て、町民の皆さんにも安全運転の励行を啓  
発している町としては、大変残念な事故だ  
と思っておりますので、今後とも十分に留意さ  
れて、こういう事故のないように、ひとつ職  
員の管理徹底をお願いして質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議員がおっし  
ゃるとおり、非常に申しわけないと思っ  
ているところでございます。

また、今後の安全策といたしまして、  
日々のミーティングや同業他団体が主催し  
ております安全研修の参加等を通じて、作  
業を含めた安全意識の保持と実践を徹底し  
ていきたいと思っております。よろしくお  
願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終  
わります。

これから、議案第58号損害賠償の額の  
決定及び和解についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成  
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決  
されました。

---

◎日程第5 議案第59号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第59号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 追加議案の3ページになります。議案第59号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ111億3,255万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款、総務費の4目、財産管理費、町有財産管理事業費の増、賠償金53万円の増でございますけれども、ただいま議案第58号で議決をいただきました電話線断線事故に係る賠償金123万4,818円のうち、現予算で不足をする53万円について追加補正を行うものでございます。

次に、8款、土木費の2目、道路橋梁維持費、除雪対策事業費の増、除排雪委託料785万9,000円の増額でございますけれども、これにつきましては、除排雪経費について、今後の降雪状況等により不足することが予想されますので、一斉除雪2回分及び排雪等に係る経費として785万9,000円を追加するものでございます。

10款、教育費の2目、社会教育振興費、積立金1,000万円の補正でございますが、追加行政報告にもありました2月19日に匿名の方から「びほーる」の備品充実に役立ててほしいと1,000万円の御寄附があり、芸術文化振興基金に積み立てを

行うものでございます。

なお、今追加補正に係ります各種基金の平成29年度末予定残高を追加参考資料の1ページに添付させていただいております。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、10ページ、11ページにお戻りいただきたいと思います。

17款、寄附金でございます。社会教育費寄附金1,000万円につきましては、歳出で御説明を申し上げたとおりでございます。

18款、繰入金、財政調整基金繰入金が増、838万9,000円につきましては、今補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 除排雪のことです。

先ほどの総務部長の説明によると、一斉排雪2回分という趣旨のことをおっしゃられたと思っているのですが、この一斉排雪するというのは、俗に言う太い道路だけの一斉排雪という意味合いなのか、町内の何地区かに分かれてやっているところもありますが、その地区ごとでそれなりのメイン道路がありますが、ことし、雪の量が少ない中でも、今なお、見通しの悪い十字路とか、通学路にしても、歩道は除雪になっていますが、車道との関係でバスが滑ったりして危ないところもあろうかと思うのですけれども、2回の一斉排雪についてどういうお考えなのか、もう少し詳しくお教え願えないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 私の説明間違いかもかもしれませんが、今回の除雪対策事業の委託料785万9,000円について、一

斉除雪2回分と排雪等に係る経費ということで785万9,000円でございますので、2回については一斉排雪ではなくて、一斉除雪分ということでの御説明となります。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 今回の補正につきましては、12月と1月分の実績で、2月分につきましては見込みということで、3月については2回の一斉除雪、それから排雪を1日しております。

その結果によりまして、当初予算4,944万5,000円に対しまして、5,730万4,000円の支出が見込まれるということで、不足分の785万9,000円を補正させていただくものであります。

内容につきましては、総務部長も申し上げたとおり、一斉除雪を2回、排雪については3日程度を予定して補正を上げさせていただいております。

区間につきましては、町道1号桜通り、9号幸通り、775号の旭通りを予定してございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 建設水道部長、今回の補正というひっかけで申しわけないのですが、今なお、十字路で見通しの悪いところも数多くあるのかと思います。その説明では、ちょっと失礼な言い方ですけども、私の耳にしている範囲では、今までは別として、これからの除排雪の話も含めて、その十字路も排雪しないという意思固めをされているのかなというふうに聞き取れたのですけれども、そこら辺は、天候状況、交通安全のあり方という意味において、まだ考える余地はあるのか、ないのか、そこら辺をもう少し丁寧に答えていただきたいと思いますが、不都合でしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議員おっしゃられるとおり、まだまだ交差点について十分ではないところもあるかと思っておりますので、現在は直営の範囲において、十字路の交差点部の排雪を行っております。

今後の降雪状況によりまして、それらも含めて排雪をしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） しつこいようでも申しわけないけれども、行政が考えている十字路は、主要道路のことがメインなのかと思っておりますが、例えば、新町地域においても、鳥里地域においても、稲美においても、その地域なりのメイン通りもあろうかと思うのです。中には、バス路線もあろうかと思っております。さらには、スクールゾーンもあろうかと思っておりますので、そこら辺は、しっかりと現地を確認されて、いい対応を望みます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第25号から  
議案第57号まで

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改



正する条例制定についてから、議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。

説明者は、着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の174ページになります。

議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第25号関係でございます。

改正目的につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及びその施行令が改正されたことに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますけれども、まず、個人識別符号に関する規定で、住民票コードや被保険者番号も個人情報に該当するものとして、保護の対象としてきたところでございますけれども、現条例において、これら符号が個人情報に該当する明確な規定がないため、今回の法改正を踏まえ、指紋、顔認証データ、旅券番号などの個人識別符号が個人情報に該当することを条例の定義に追加するもので、これにあわせまして、非開示情報に該当いたします開示請求者以外の個人に関する情報に個人識別符号が含まれるものを追加するものでございます。

次に、2の要配慮個人情報に関する規定がありますが、人種、信条、社会的身分、

病歴、前科前歴、犯罪被害情報など、その取り扱いについて特に配慮を要する要配慮個人情報を条例の定義に追加し、あわせて、条例第8条に要配慮個人情報に類する収集を制限する旨の規定が設けられていることから、要配慮個人情報として文言の統一を図るものでございます。

なお、参考資料の4ページから7ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

根拠法令は、記載のとおりでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

続きまして、議案176ページになります。

議案第26号美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料の8ページにより御説明をさせていただきます。

資料4、議案第26号関係でございます。

改正目的ですが、議案第25号同様、法改正に伴い、不開示情報に該当する開示請求者以外の個人に関する情報に個人識別符号が含まれるものを追加する改正とあわせて引用条文の整理を行うための改正を行うものでございます。

9ページ、10ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

根拠法令は、記載のとおりでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の177ページをお開き願います。

議案第27号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開きください。

資料5、議案第27号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会の設置根拠条項及び委員の任期が改正されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、別表で定められている美幌町国民健康保険運営協議会の設置根拠条項を、法改正に伴い、第11条から第11条第2項、委員の任期を法施行令改正に伴い2年から3年に改正するものでございます。

なお、現委員の任期が平成31年6月30日まででございますので、経過措置といたしまして、改正後の規定にかかわらず、平成31年6月30日までとする経過措置を設けるものでございます。

新旧対照表につきましては、12ページを御参照願います。

根拠法令は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 続きまして、179ページ、議案第28号になります。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料の13ページにおいて御説明させていただきたいと思っております。

資料6、議案第28号関係でございます。

改正目的につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては、共通投票所制度の創設によりまして、当該投票所の投票管理者及び投票立会人に係る報酬額を規定するものでございます。

この別表抜粋の中で、上から三つ目の共通投票所の投票管理者、これが第3号に掲げる額ということで、金額については、載っておりませんが、1万2,600円です。それから、三つ飛びまして、共通投票所の投票立会人が第7号に掲げる額ということで、金額については1万700円という改正でございます。

新旧対照表を14ページに添付させていただいております。

根拠法令、施行日については、記載のとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の181ページをお開き願います。

議案第29号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ページをお開き願います。

資料7、議案第29号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険

法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成30年度から北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用は全額北海道から交付されるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第5条第4項において定めている国民健康保険基金の処分できる費用について、第2条第16号に定める国民健康保険事業の円滑な運営に資する目的達成のため必要と認めるときは、国保会計予算の定めるところにより処分できるように改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、16ページを御参照願います。

施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

引き続きまして、議案の182ページをお開き願います。

議案第30号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の17ページをお開き願います。

資料8、議案第30号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。美幌町乳幼児等医療費の助成枠拡大に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、現在就学前までの助成となっております外来等の医療費につきまして中学生まで拡大するもので、助成対象の拡大に伴い、題名を美幌町子ども医療費助成に関する条例に、第1条の目的を、「この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し保健の向上と福祉の増進を

図ることを目的とする」に改め、乳幼児等の文言整理を行うものであります。

改正後の助成内容につきましては、18ページの表のとおりでございます。

また、美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の題名改正に伴い、番号法施行条例の別表において、町独自の利用事務に定めている条例名等の文言整理の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、19ページから22ページを御参照願います。

施行日は、本事業が前年の所得による課税、非課税の区分判定が必要なことから、所得が確定した後の平成30年8月1日であります。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

続きまして、議案の183ページをお開き願います。

議案第31号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の23ページをお開き願います。

資料9、議案第31号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第15条第1項第2号における認定こども園の引用条項を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、24ページを御参照願います。

根拠法令は、就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案の184ページをお開き願います。

議案第32号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページをお開き願います。

資料10、議案第32号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けている者が、引き続き後期高齢者医療保険の被保険者として住所地特例の適用を受けることから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、後期高齢者医療制度は、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療給付を行い、市町村が保険料の徴収を行っております。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度では、資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等の入所のために転出した者については住所地特例の適用を受けて、前住所地の被保険者となっております。

現制度では、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が75歳到達により、後期高齢者医療保険に加入する場合、国民健康保険の住所地特例は引き継がれず、施設所在地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっておりましたが、法の改正後は、引き続き、前住所地の市町村が加入

する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものでございます。

このため、条例第3条の保険料を徴収すべき被保険者に住所地特例の条項を追加し、道外施設において住所地特例を受けた被保険者に対して保険料を徴収できるものとするものでございます。

また、附則第2条の徴収の特例については、効力失効に伴い削除するものでございます。

新旧対照表については、26ページを御参照願います。

根拠法令は、高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案の185ページをお開き願います。

議案第33号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の27ページをお開き願います。

資料11、議案第33号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法の改正により、市町村の質問検査権に対する範囲拡大に伴う過料規定及び3年ごとに行うこととなっている介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。1点目は、平成30年度から平成32年度までの3カ年に見込まれる介護保険給付費に基づき必要となる保険料額を算出し、第5段階の標準的な保険料を改定前の年額4万8,000円、月額で4,000円から年額5万7,600円、月額4,800円に改正するものでござ

います。

介護保険法施行令で定める所得段階区分ごとの介護保険料については、記載のとおりであります。

2点目は、所得の少ない第1号被保険者の保険料について、第1段階の保険料を2万5,900円に減額賦課とするものであります。

3点目は、虚偽の答弁等の過料について、現在は被保険者と第1号被保険者の配偶者等が対象となっておりますが、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、または、これらであった者も対象とするものであります。

新旧対照表につきましては、28ページを御参照願います。

根拠法令等は介護保険法及び介護保険法施行令で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明申し上げます。

続きまして、議案の186ページをお開き願います。

議案第34号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の29ページをお開き願います。

資料12、議案第34号関係、条例名は省略させていただきます。

制定の目的であります。平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化の観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的に、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲され、平成30年4月1日に施行されます。

これに伴い、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に準じて条例を制定するものであります。

制定内容につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき制定いたします。

ただし、記録の整備において規定する諸記録の保存期間については、国の基準である2年間を、他の介護事業運営基準と同じく5年間としています。

第1章総則で趣旨、定義、第2章で指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件、第3章で基本方針、第4章で人員に関する基準、第5章で運営に関する基準、第6章で基準該当居宅介護支援に関する基準、第7章で委任規定を定めるものであります。

なお、管理者に係る経過措置として、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の主任介護支援専門員を管理者とする規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができるものとするものです。

根拠法令は介護保険法で、施行日は平成30年4月1日でございますが、第16条第1項第18号の2の居宅サービス計画に国が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合の取り扱い規定につきましては、省令の施行にあわせて平成30年10月1日といたします。

以上、御説明申し上げます。

続きまして、議案の201ページをお開き願います。

議案第35号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制

定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の30ページをお開き願います。

資料13、議案第35号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法の改正に伴い、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

1点目は、本町に該当する事業所はございませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正で、オペレーターに係る基準を、サービス提供に支障がない場合は、18時から8時までの夜間早朝だけではなく、8時から18時までの日中も同一敷地内の事業所と職員の兼務及び夜間早朝と同様の事業所間の連携が図られているときはオペレーターの集約を認め、また、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験を1年以上にするものであります。

なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上の経験が必要となります。

次に、介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回に緩和するものであります。

次に、地域へのサービス提供の推進としまして、正当な理由がある場合を除いて、地域の利用者に対してのサービス提供を明確にするものであります。

2点目も、本町に該当する事業所はございませんが、夜間対応型訪問介護に関する改正で、オペレーターに係る訪問介護のサ

ービス提供責任者の経験年数を3年以上から1年以上に改正するもので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上の経験が必要となるものです。

3点目は、地域密着型通所介護に関する改正で、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、共生型地域密着型通所介護に関する基準を加えるもので、本町には3事業所がございます。

次に、31ページになります。

4点目は、療養通所介護に関する改正で、本町には該当事業所はございませんが、指定療養通所介護事業所における地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進のため、定員数を9人から18人に引き上げるものであります。

5点目につきましても、該当事業所は本町にはございませんが、認知症対応型通所介護に関する改正で、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下に改正するものであります。

6点目は、認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する改正で、本町には認知症対応型共同生活介護事業所が4カ所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が1カ所ございます。

改正内容は、身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備等の基準を追加するものでございます。

7点目は、看護小規模多機能型居宅介護に関する改正で、本町には該当する事業所

はございませんが、診療所からの参入を進めるため、宿泊室については利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保した上で、診療所の病床を宿泊室と兼用することができる基準緩和を行うものであります。

次に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に伴う基準を追加するものであります。

8点目は、これらの改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、32ページから59ページを御参照願います。

根拠法令は介護保険法で、施行日は平成30年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げます。

続きまして、議案の211ページをお開き願います。

議案第36号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の60ページをお開き願います。

資料14、議案第36号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法改正に伴い、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、条例の一

部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

1点目は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、対象施設に介護医療院を加えるものであります。

2点目は、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しで、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりの入居者と合わせて12人以下に改めるものであります。

3点目は、身体的拘束等の適正化で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の運営基準に身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備等の基準を加えるもので、本町にある4事業所が該当いたします。

4点目は、これらの改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、61ページから66ページを御参照願います。

根拠法令等は介護保険法で、施行日は平成30年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

続きまして、議案の213ページをお開き願います。

議案第37号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の67ページをお開き願います。

資料15、議案第37号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、介護保険法の改正に伴い、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様の改正をするものでございます。

1点目は、障害福祉制度の相談支援専門員との連携として、連携に努めなければならない機関に障害福祉制度の相談機関を加えるものであります。

2点目は、入院時における医療機関との連携促進として、指定介護予防支援の開始に際し、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう求める基準等を追加するものであります。

3点目は、平時からの医療機関との連携促進として、利用者が医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画の交付及び指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬情報等について、主治の医師等に情報提供を行う基準等を追加するものであります。

4点目は、これらの改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、68ページ

から72ページを御参照願います。

根拠法令は介護保険法で、施行日は平成30年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第38号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案書の216ページでございます。

議案第38号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について、美幌町民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の73ページをお開きください。

資料16、議案第38号関係、美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正の目的につきましては、現在改築工事中の美幌町民会館が9月1日に改築オープンを予定していることから、あらかじめ諸室の名称及び使用料金を設定して、利用者からの予約受け付け業務を行うため、美幌町民会館条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、1点目が、改正に伴う条文の文言等の整理を行うものでございます。

2点目が、諸室の名称及び使用料金設定に伴う改正でございます。

諸室の名称及び使用料金につきましては、別表第1及び別表第2の町民会館使用料金表を改めるものでございます。

別表第1につきましては、「びほーる」を含めたこれまでの町民会館の使用料金表となるものでございます。

新館につきましては、ホールが三つとなりますが、広さの順に大ホール、中ホール、小ホールに改正したいことから、第1ホール「びほーる」を大ホール「びほー



る」に改正しようとするものでございます。

また、改築によってなくなりました第2ホールからホワイエまでを使用料金表から削除するものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。

別表第2につきましては、これまで食堂の使用料金を設定していましたが、食堂廃止に伴い、新館の町民会館使用料金表に改正し、新たに使用料を設定するものでございます。

単位につきましては、これまでと同様の1時間当たりで設定しております。

中ホールは200人程度の使用が可能で、間仕切りをして使用することが可能なため、区分をAとBに分けて、使用料はそれぞれ700円と設定しております。

小ホールは、90人程度の使用が可能で、同様に間仕切りをして使用することが可能なため、区分をAとBに分けていますが、可動式の舞台があるBのほうが広いので、使用料は、Aが400円、面積の広いBが600円に設定しているところであります。

次に、会議室1から会議室6につきましては、12人程度の使用が可能で、会議室3と会議室4、会議室5と会議室6については、間仕切りを外すことにより一体利用することができますので、24人程度の使用が可能となります。

会議室7と会議室8、地域活動室は、24人程度の使用が可能で、それぞれ400円と設定しております。

和室AとBにつきましては、15人と12人程度が使用可能で、使用料はそれぞれ300円と設定しています。

また、間仕切りを外すことにより一体利用することができるものであります。

配膳室につきましては、1時間当たり400円と設定したところでございます。

参考までに、配膳室には冷蔵庫や冷凍庫などの設備を有しておりますが、設備を使

用する場合には、部屋の使用料400円とは別に、美幌町民会館条例施行規則において1回当たり1,800円の物件使用料を徴収する予定でございます。

備考欄につきましては、改築前の条例から変更はしておりません。

なお、別表第1と別表第2に使用料金表を分けておりますが、別表第1の「びほーる」は改築工事中も運営をしておりますので、条例改正にかかわらず使用許可事務を行う必要があることから、9月1日にオープンする別表第2の新館の使用料と区分しているものでございます。

次に、75ページをお開きください。

3点目でありますが、食堂廃止に伴う関連する条文等の削除でございます。

町民会館の食堂廃止に伴いまして、先ほど御説明いたしました別表第2の食堂使用料金表及び備考欄等の条文を削除するものでございます。

4点目は、申請書の予約受け付け業務についてであります。

9月1日のオープンに向けて、利用者から使用申請書を受け付けたいことから、附則に準備行為を規定するものでございます。

施行日につきましては、平成30年9月1日からでございます。

なお、76ページから78ページまでに新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の219ページをお開き願います。

議案第39号美幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説

明いたしますので、参考資料の79ページをお開き願います。

資料17、議案第39号関係でありませ

ず。改正目的であります。引用している法律であります農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。第4条見出しの農工地区、本文中の工業等導入地区といった名称を産業導入地区に、引用している法律の名称である農村地域工業等導入促進法を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正しようとするものであります。

根拠法令は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律で、施行日は公布の日であります。

なお、条例の新旧対照表を80ページに添付しております。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案220ページをお開き願います。

議案第40号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定を御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の81ページをお開き願います。

資料18、議案第40号関係でありませ

ず。改正目的であります。公営住宅法、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い改正しようとするものであります。

改正内容であります。1点目に、公営住宅法の改正に伴う条項の追加及び引用条項の改正であります。

公営住宅の入居者が認知症である者、知的障がい者その他の国土交通省令で定める者である場合において、当該入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者からの収入の申告がなく、収入状況の報告の請求に応じない場合であっても、政令で定めるところにより、当該入居者の毎月の家賃を定めることができることとなり、そのため、公営住宅の家賃に関することは条例で定めなければならないことから、この条項の追加及び引用条項の改正を行おうとするものであります。

2点目に、公営住宅法施行令の改正に伴う引用条文の改正であります。

公営住宅法施行令に、入居者が申告等を行えない場合の家賃の算定方法に関する規定が設けられたほか、条例で公営住宅の明け渡しの請求に係る収入の基準を別に定める場合の基準が規定され、同施行令第10条から第16条までが1条ずつ繰り下げられたことから、この繰り下げられた条文を引用している箇所、引用条文の改正を行おうとするものであります。

3点目は、公営住宅法施行規則の改正に伴う引用条文の改正であります。

公営住宅法施行規則に、公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める規定等が第8条及び第9条として追加されたことから、改正前の第8条が第7条に繰り上げられ、改正前の第9条から第11条までが第10条から第12条までに1条ずつ繰り下げられたことから、これらの条文を引用している箇所、引用条文の改正を行おうとするものであります。

根拠法令は、公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則であります。

改正日は、平成30年4月1日であります。

なお、参考資料の82ページから85ページまで、改正に係る新旧対照表を添付し

ておりますので、御参照を願いたいと思います。

---

**◎延会の議決**

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

**◎延会宣告**

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時59分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員